

第3回定例会会議録

令和2年 9月 4日（金）

開 会 午前 10時00分

――― 日程第1 開会宣言 ―――

○議長（五味高明君） おはようございます。これより、令和2年第3回御代田町議会定例会を開会します。

本日、暑くなることが予想されますので、随時、上着を脱ぐことを許可します。また、本定例会は、議案書及び資料の閲覧検索のため、試験的にタブレットを活用します。会議規則第103条の規定により、機器の持ち込みを許可します。

ただいまの出席議員は14名、全員の出席であります。

理事者側も全員の出席であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しましたとおりです。

――― 諸般の報告 ―――

○議長（五味高明君） 日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。

内堀議会事務局長。

（議会事務局長 内堀浩行君 登壇）

○議会事務局長（内堀浩行君） 書類番号1をお願いします。

諸般の報告

令和2年9月4日

1. 本定例会に別紙配付のとおり町長から議案24件、報告3件、諮問1件が提出されました。
2. 監査委員より監査報告が別紙のとおりありました。
3. 本定例会に別紙配付した陳情文書表のとおり陳情2件が提出され、受理しました。
4. 本定例会に説明のため、町長ほか関係者に出席を求めました。
5. 本定例会における一般質問通告者は、池田るみ議員他4名であります。
6. 閉会中における報告事項は別紙のとおりです。

次の1ページから15ページは、監査委員の例月現金出納検査及び定期監査報告書ですので、後ほどご覧ください。

16ページの閉会中の報告事項につきましては、全員協議会の折に報告しますので、この場においては省略させていただきます。

以上です。

○議長（五味高明君） 以上をもって、諸般の報告を終わります。

―――日程第2 会期決定―――

○議長（五味高明君） 報告第2 会期決定の件を議題とします。

本定例会の会期は、あらかじめ議会運営委員会を開催し、審議しておりますので、議会運営委員長より報告を求めます。

古越 弘 議会運営委員長。

（議会運営委員長 古越 弘君 登壇）

○議会運営委員長（古越 弘君） それでは、報告いたします。

8月28日午前10時より、議会運営委員会を開催し、令和2年第3回御代田町議会定例会に提出の議案、一般質問等について審議日程等を決定したので、報告します。

本定例会に町長から提出された案件は、議案24件、報告3件、諮問1件の計28件であります。一般質問の通告者は5名であります。

6月定例会以後提出された陳情が2件あり、受理しました。

これにより、会期は、本日より9月16日までの13日間とすることに決定をいたしました。

次に、審議日程につきましては、書類番号1、17ページをお開きください。

令和2年第3回御代田町議会定例会の会期及び審議予定を発表します。

会期及び審議日程

第 1日 9月 4日 金曜日 午前10時 開会

諸般の報告

会期の決定

会議録署名議員の指名

町長招集のあいさつ

議案上程、議案に対する質疑

議案の委員会付託

第 2 日	9 月 5 日	土曜日		議案調査
第 3 日	9 月 6 日	日曜日		議案調査
第 4 日	9 月 7 日	月曜日	午前 10 時	一般質問
第 5 日	9 月 8 日	火曜日	午前 10 時	一般質問
第 6 日	9 月 9 日	水曜日	午前 10 時	総務福祉文教常任委員会
第 7 日	9 月 10 日	木曜日	午前 10 時	総務福祉文教常任委員会
第 8 日	9 月 11 日	金曜日	午前 10 時	町民建設経済常任委員会
第 9 日	9 月 12 日	土曜日		休会
第 10 日	9 月 13 日	日曜日		休会
第 11 日	9 月 14 日	月曜日	午前 10 時	町民建設経済常任委員会
第 12 日	9 月 15 日	火曜日	午前 10 時	全員協議会
第 13 日	9 月 16 日	水曜日	午前 10 時	委員長報告

質疑・討論・採決

閉会

次に、各常任委員会、全員協議会の会場、時間について報告します。

18 ページをお願いします。

常任委員会開催日程

総務福祉文教常任委員会

9 月 9 日 水曜日 午前 10 時 委員会室 1・2

9 月 10 日 木曜日 午前 10 時 委員会室 1・2

町民建設経済常任委員会

9 月 11 日 金曜日 午前 10 時 委員会室 1・2

9 月 14 日 月曜日 午前 10 時 委員会室 1・2

全員協議会開催日程

9 月 15 日 火曜日 午前 10 時 委員会室 1・2

以上で報告を終わります。

○議長（五味高明君） ただいま議会運営委員長からの報告のありましたとおり、本日より 9 月 16 日までの 13 日間といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日より9月16日までの13日間と決しました。

―――日程第3 会議録署名議員の指名―――

○議長(五味高明君) 日程第3 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において

8番 小井土哲雄君

9番 仁科 英一君

を指名します。

―――日程第4 町長招集あいさつ―――

○議長(五味高明君) 日程第4 町長より議会招集の挨拶を願います。

小園町長。

(町長 小園拓志君 登壇)

○町長(小園拓志君) 議員の皆様におかれましては、お忙しい中にもかかわらずご参集を賜り、令和2年第3回御代田町議会定例会が開会できますことに、心から感謝申し上げます。

今年の夏は長雨となり、全国的に農作物の生育に影響を及ぼしました。御代田町でも例外ではなく、葉物野菜の不作など、ご苦勞の絶えない状況だったかと存じます。

御代田町では、コロナ禍の下、これまで商工業者を中心に事業者向け給付金を展開してまいりましたが、農業者の減収等への対応のため、農業者向け給付金を始めたいと考えているところでございます。事業者向け給付金と同様に一律10万円がありますので、大きな減収を埋めるには十分ではないと存じますけれども、ご活用いただけましたら幸いです。

3月議会から繰り返しお話ししてきてはおりますけれども、新型コロナウイルス感染症は収束の気配もなく、長野県内の感染者数は増加の一途です。昨日、御代田町内でも2例目の感染が確認されました。ただ、もともと役場では、周囲の誰かが

感染しているかもしれない。自分が感染していて、人に移してしまうかもしれないという前提で対応することとしてきていることから、周辺自治体での感染者増加や町内での感染者判明という状況であっても、やるべきことはこれまでと変わらないと考えております。町民、お一人、お一人のたゆまぬ行動と冷静な受け止めをお願いできればと存じます。

さて、令和2年7月豪雨及び8月22日の雷雨と降ひょうの被害状況についてですが、気象庁が命名した「令和2年7月豪雨」は、全国各地に甚大な被害を及ぼし、長野県内では中南信地区の14市町村に災害救助法が適用されました。

当町では、7月3日夜の降り始めから8日正午に雨が上がるまでの6日間で、累積で118mmの雨量を記録しました。なお、当町の7月雨量の平均は186mmですので、6日間で7月の通常雨量の3分の2を6日間だけで降ったということであります。

8日午前8時10分から9時10分に時間最大雨量29mmを記録しましたが、被害の状況は、路肩の崩落が1か所、のり面崩落1か所、農道洗堀2か所、側溝閉塞2か所の計6か所にとどまり、幸いにも大きな被害はありませんでした。

一方で、8月22日の夕方から夜にかけての雷雨と降ひょうでは、午後5時40分から6時40分に時間最大雨量35mmを記録しました。雨による被害の状況は、令和元年台風第19号災害で被災した新田用水の頭首工の仮設土嚢が流されたほか、農道側溝の土砂埋没が1か所のみと大きな被害はありませんでしたが、馬瀬口地区と御代田地区では降ひょうによる大きな被害がありました。

23日の第一報時点では、被害面積が5.5ha、レタス、非結球レタス——これは、サニーレタスやグリーンリーフ、ロメインレタスのことですが——ソバ等の被害見込額が約1,600万円に及びました。

その後の調査や生産者からの追加報告もあり、降ひょうにより農業被害の面積及び被害見込額はさらに増加する見通しですが、今後、生産者や事業所と協議しながら可能な限りの支援をしていきたいと考えております。

その他の被害では、落雷により町内では最大時に1,616戸が停電しました。また、NTT東日本長野支社の発表によると、携帯電話と固定電話の間の通信障害が発生し、当町を含む小諸地域で約2万5,000戸に影響がありました。

続きまして、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

長野県内で確認された新型コロナウイルス感染者は、8月27日をもって累計200人に達しました。2月25日に初めて県内で感染者が確認されてから約5か月かかって7月28日に100人に達しましたが、その後の100人は、僅か1か月足らず、8月26日で到達したということであります。その後も連日多数の感染者が確認されており、増加傾向が収まらない状況にあります。

龍神まつりや町民大運動会をはじめとして、各種の行事を中止または延期せざるを得ない状況の中で、ポンプ操法大会や消防行事なども中止や延期を余儀なくされております。

これから台風シーズンを迎えるに当たり、御代田町消防団では、消防資機材の点検整備については、現在も遅滞なく実施しているところであります。今後も、コロナ禍における各種災害に備え、消防団員の出動態勢なども万全に整えてまいります。

新型コロナウイルスは、いつでも、どこでも、誰しものが感染してしまう可能性があります。たとえ、身近で感染者が確認されたとしても、町民の皆様にはこれまでと同様に人権に配慮した冷静な対応をお願いするとともに、引き続き、3つの密を避け、マスクの着用や手洗いなど感染症予防対策の徹底と移らない、移さない、広げないための行動の定着に向けての取り組みを強くお願い申し上げます。

感染症に関わる町独自の経済対策として、5月から始めている、「みよたんのお持ち帰り割引大作戦！」は、7月より購入の対象者を町民限定に変更した上で、8月いっぱいとしていた事業期間は、12月31日まで延長することとしました。

事業者向けみよたん給付金は、8月末現在で300事業所を超える申請がありました。感染症が長期化し、影響を受けている業種も広がっていることから、申請の受付期限を今月30日まで延長し、対象とする業種は12業種に拡大しました。また、先ほど申し上げましたとおり、農業者向けみよたん給付金を新たに始めることとしました。なお、先月から申込書の受付を開始している、みよたんプレミアム付商品券事業は、町内の139店舗が取扱い加盟店となっており、加盟店で利用可能な1万4,000円分の商品券を1万円で事前に購入することができます。当初は、本日の消印までを申込みの有効期限としておりましたが、先ほどありました加盟店の大幅な増加に伴いまして、さらに周知の必要があることから、来週の11日金曜日まで延長することといたしましたので、まだ間に合います。

現在、各加盟店で10月1日から商品券の使用が開始できるよう準備を進めてい

ますので、多くの町民の皆様にご利用をお願いいたします。また、こちらにいらっしゃる議員の皆様についても、できるだけ限度いっぱいまで購入いただけますと町内の経済の活性化にもつながってまいりますので、議員の御一人、御一人のご協力もお願いしたいと思います。

続きまして、ふるさと大使の委嘱についてであります。

当町では、新たな取り組みとして御代田町ふるさと大使事業を実施いたします。御代田町出身の著名な方や御代田町にゆかりのある方で、多くの人々から親しまれている方や多くの人々に発信力がある方などを御代田町ふるさと大使に委嘱し、町の産業、歴史、文化、自然環境等の魅力や特色、観光情報等を広く町の内外に発信していただきながら、町の振興やブランド力の向上を図るためにご活躍いただきたいと考えております。具体的な委嘱後につきましては、ふるさと大使の活動について皆様のご協力をお願いいたします。

中学3年生を対象とした公設塾についてであります。新型コロナウイルス感染症の影響により、開講を見合わせておりましたけれども、7月28日に3社のプロポーザルを実施しまして、委託業者を株式会社トライグループに決定し、いよいよ12月24日に開講できる運びとなりました。

3月議会の招集挨拶において、公設学習の名称を「ドリカム塾」と申し上げておりましたが、商標等の関係によりまして名称を変更しました。この公設学習塾を通して中学3年生の学力向上及び、高校受験に向けた夢をサポートするという意味で「夢サポ塾」としました。確かな学力を身につけることが学校教育の責務であると同時に、教育水準の維持向上のために必要な役割を果たす責務も学校教育にはあります。特に中学3年生は義務教育の最終学年であり、高校受験を控えた大事な時期でもありますので、これまでも豊富な実績を重ねてきたトライグループの指導方法やノウハウを生かし、より一層の学力向上を目指すとともに、受験対策を図る考えであります。8月21日に中学3年生への説明を行い、8月29日、30日には保護者向けの説明会を開催しました。現在、受講者を募集しており、受講者が決定したところでクラス分けのテストを行い、10月24日から3月までに全21回の開催を予定しております。感染症の予防対策を徹底しながら、中学3年生の学力向上と高校受験突破を皮切りとした将来の夢の実現に向けてしっかり支援していきたいと考えております。

さて、本定例会に提案させていただきました案件は、専決処分事項の報告3件、規約案1件、事件案2件、条例案3件、決算の認定11件、補正予算案5件、報告事項2件、諮問1件の計28件です。

専決処分事項の報告3件につきまして、1件目の井戸沢一般廃棄物最終処分場へ搬入待機中の車両に案内板が接触した事故に係る損害賠償については、車両損傷事故の示談が成立しましたので、全国町村会総合賠償補償保険により修理費等の補償について専決処分をさせていただきました。

2件目の、令和2年度一般会計補正予算（第5号）は、新型コロナウイルス感染症及び感染症の経済対策として、みよたんプレミアム付商品券事業の経費について専決処分をさせていただきました。

3件目の、令和2年度一般会計補正予算（第6号）は、法人町民税の確定申告額が決定したことにより、予定申告納付額に過納額——これは、つまり納め過ぎのことではありますが——過納額が生じたため、その還付金及び還付加算金について専決処分をさせていただきました。

規約案の意見につきましては、佐久市・北佐久郡環境施設組合の事務所の移転及び規約の変更についてであります。

佐久平クリーンセンターの本体工事が完了し、去る8月3日に火入れ式が挙行され、現在は試験運転として稼働しております。

これまでは、佐久市役所内に組合の事務所を置いていましたが、本格稼働を予定している12月1日から、佐久平クリーンセンター内に事務を置きたいため、本規約の変更について組合を構成する4つの市町それぞれの議会議決をお願いするものです。

事件案の2件につきましては、1件目の令和2年度国庫補助GIGAスクール構想パソコン端末購入契約については、長野県自治振興組合の共同調達事業に当町を含む19市町村と塩尻市辰野町中学校組合が参加しました。一振興組合が実施した一般競争入札の結果、落札した業者と仮契約を締結しましたので、議会の議決をお願いするものです。

2件目の町道の路線認定及び路線変更については、一里塚のベバリーヒルズ内とその周辺において宅地化が進んでいるため、3つの路線の新規認定と一つの路線の終点延長、この変更をお願いするものであります。

条例案の3件につきましては、幼児教育・保育の無償化という国の方針に基づき、子ども・子育て支援法や国が定める施設及び事業の運営に関する基準などの上位法令等が一部改正されました。これらに準拠している3つの条例についてそれぞれ関連する部分の一部改正が必要となりましたので、議会の議決をお願いするものです。

決算認定の11件につきましては、令和元年度一般会計の歳入歳出決算は、歳入総額が62億8,718万円となり、前年度と比較して6億5,823万円、9.5%減少しました。歳出総額は59億9,588万円となりまして、前年度と比較して5億1,362万円、7.9%減少しました。

歳入減少の主な要因は、平成30年度には役場庁舎建設事業、都市再生整備計画事業及び地域総合整備資金貸付事業が完了しておりまして、その分、令和元年度が落ちたと。基金繰入金が1億6,833万円減少したことと、町債が5億1,951万円減少しました。また、歳出減少の主な要因も歳入減少と同様の理由でありまして、総務費が4億5,664万円、土木費が3億9,018万円減少したことによります。

令和2年度以降の長期的な財政運営の健全化を図るため、一般会計歳入歳出差引額から財政調整基金へ1億2,700万円の繰り出しを行い、繰越明許の財源を除いた1億2,503万円が令和2年度への繰越金となりました。

財政調整基金については、年度当初に7,930万円の繰入れをしておりましたので、差引き4,770万円のプラスになったと考えられるものであります。

特別会計におきましては、9つの特別会計それぞれの設立趣旨に基づき、一般会計と同様に適正な財政運営に努めてまいりました。その結果、一般会計、特別会計ともに黒字決算となり、財政健全化法に基づく財政の健全性に関する比率のうち、実質公債費比率については前年度から1.7ポイント上昇した数値となりましたけれども、今議会においておおむね良好な決算として報告できる運びとなりました。

補正予算案の5件につきましては、令和2年度一般会計の補正予算は、歳入歳出それぞれ2億3,827万円を増額し、総額を84億7,834万円とするものであります。

歳入では、普通交付税285万円の減額と地方特例交付金407万円の増額及び臨時財政対策債244万円の増額補正を計上しております。

このほかに、令和元年東日本台風の復旧に対する国庫負担金が7,278万円の

増額、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 1 億 2,453 万円の増額を計上しております。

歳出では、感染症対策事業として農林水産業費の農業者向けみよたん給付金 2,000 万円を増額し、商工費では 8 月末で延長としていました、みよたんのお持ち帰り割引大作戦を 12 月まで延長するため、テークアウト事業応援補助金 1,320 万円を増額計上しております。また、農林水産業施設の国庫補助災害復旧費は、詳細設計の結果から 7,496 万円の増額を計上しております。

4 つの特別会計については、前年度繰越金が確定したことなどの理由により、4 会計で総額 7,425 万円の増額補正を計上しております。

報告事件の 2 件につきまして、1 件目の請願の処理の経過及び結果の報告については、先の 6 月議会定例会において採択となり、6 月 11 日付で議会から請求がありました新型コロナウイルス感染拡大に伴う経営支援を求める請願の処理の経過及び結果について報告いたします。

2 件目は、令和元年度御代田町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてであります。令和元年度の一般会計、9 つの特別会計、公営企業会計は、全てが黒字決算となり、監査委員の審査に付した上で、財政健全化法に基づく財政の健全性に関する比率について良好である旨を報告いたします。

諮問の 1 件につきましては、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。

法務大臣から委嘱されている当町の人権擁護委員 4 名のうち、1 名の任期が満了となりますので、3 期目の再再任について議会の意見を求めるものです。

以上、概要を申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当課長が説明いたしますので、ご審議をいただき、原案どおりのご採決をいただきますようお願いを申し上げます。令和 2 年第 3 回御代田町議会定例会招集の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（五味高明君） これより議案を上程します。

――― 日程第 5 報告第 8 号 専決処分事項の報告について ―――

○議長（五味高明君） 日程第 5 報告第 8 号 専決処分事項の報告についてを議題とします。

報告理由の説明を求めます。

柳沢町民課長。

(町民課長 柳沢俊義君 登壇)

○町民課長(柳沢俊義君) それでは、議案書4ページをご覧ください。

報告第8号 専決処分事項の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので同条第2項の規定により報告いたします。

令和2年9月4日 提出

御代田町長 小園拓志

5ページをお願いいたします。

専第13号 専決処分書

地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分指定事項について第1項の規定により、井戸沢一般廃棄物最終処分場へ搬入待機中の車両に案内板が接触した事故に係る損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和2年8月11日 専決

御代田町長 小園拓志

1. 事故発生日時 令和2年4月14日、午前10時41分。

2. 事故発生場所 御代田町大字御代田2712番地1、井戸沢一般廃棄物最終処分場入り口

3. 事故の概要 上記日時場所において町内に別荘を所有する女性が井戸沢一般廃棄物最終処分場へごみの搬入をしようと自家用車を運転し、入り口付近で待機していたところ、突風にあおられ場内案内板が待機中の車両に接触し、車両を破損させた。

令和2年7月27日に相手との示談が成立し、相手の自動車の修理代として5万4,505円、代車費用1万5,840円を全国町村会総合賠償補償保険にて支払った。

4. 損害賠償額、7万345円。全額、全国町村会総合賠償補償保険にて支払いました。内訳は、修理代5万4,505円、代車費用1万5,840円です。

なお、その後、案内看板につきましては、重りなどを施しまして風にあおられないような対策を講じました。今後も安全面に十分注意してまいります。

報告は以上です。

○議長（五味高明君） 以上で、報告理由の説明を終わります。

これより、報告に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって専決処分事項の報告を終わります。

―――日程第6 議案第62号 専決処分事項の報告について―――

○議長（五味高明君） 日程第6 議案第62号 専決処分事項の報告についてを議題と
します。

報告理由の説明を求めます。

荻原企画財政課長。

（企画財政課長 荻原春樹君 登壇）

○企画財政課長（荻原春樹君） 議案書の6ページをお開きください。

議案第62号 専決処分事項の報告について

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分のとおり専決したので、
同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和2年9月4日 提出

御代田町長 小園拓志

7ページをお願いいたします。

専第14号 専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集す
る時間的余裕がないことが明かであると認めるので専決処分する。

令和2年7月27日 専決

御代田町長 小園拓志

専決処分したのは、令和2年度御代田町一般会計補正予算（第5号）についてで
す。

こちらは、10月から実施することで進めております、プレミアム付商品券の事
業費の計上であります。早急に事業を進める必要から7月27日付で専決処分をい
たしました。

予算書1ページをお願いいたします。

令和2年度御代田町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8,635万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ82億2,005万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正

初めに、歳入です。款15国庫支出金、項2国庫補助金、補正額5,317万9,000円の増額です。こちらは、全額コロナ対応の地方創生臨時交付金となっております。

款16県支出金、項2県補助金、補正額3,317万8,000円で、こちらは、全額地域支えあいプラスワン消費促進事業の県補助金でございます。歳入合計8,635万7,000円であります。

3ページをお開きください。

続きまして、歳出になります。

款7商工費、項1商工費、8,635万7,000円の増額です。こちらは、プレミアム付商品券事業の経費で、事務費の委託料635万7,000円、また、40%のプレミアム分の補助金としまして8,000万円計上をしております。歳出合計8,635万7,000円でございます。

説明は以上です。ご審議の上、お認めいただくようお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、報告理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

池田るみ議員。

○5番（池田るみ君） 議席番号5番、池田るみです。

予算書の7ページ、お願いします。

説明欄に18050みよたんプレミアム付商品券事業補助金8,000万円ということで、商品券1冊1万円に対し4,000円のプレミアム分で2万冊発行としております。

申込締切りが当初9月4日だったものが9月11日に延長となっておりますが、現在の申込み状況はどのようになっているかお願いします。

○議長（五味高明君） 大井産業経済課長。

○産業経済課長（大井政彦君） お答えいたします。

商品券の申込み状況でございますが、9月3日時点で2,482世帯からの申込みがあり、申込冊数は4,476冊となっております。世帯数7,140世帯に対しまして、申込率は34.8%、発行総数2万冊に対しての申込率は22.4%となっております。

以上です。

○議長（五味高明君） 池田るみ議員。

○5番（池田るみ君） すみません、これで申込み延長ということで、周知のほうは9月2日にホームページのほうに載せていただいて、今日、折り込みで入っているわけですが、ちょっと周知が足りないような気がするんですが、どのように考えているかお願いします。

○議長（五味高明君） 大井産業経済課長。

○産業経済課長（大井政彦君） その前に、8月25日には、みよたんプレミアム付商品券の暫定版ですか、加盟店一覧の暫定版も一緒に各戸配布してございます。今回の延長につきましても、ホームページ、あと、そういったもので周知してございますので、対応しているところでございます。

以上です。

○議長（五味高明君） 池田るみ議員。

○5番（池田るみ君） それで、今現在が4,476冊で22.4%ということで1週間経っても増はあるとは思いますが、2万冊にはまだまだという状況の中で、その段階で2万冊に達成していなかった場合の今後の対応についてお願いします。

○議長（五味高明君） 大井産業経済課長。

○産業経済課長（大井政彦君） 今回は、一人でも多くお買い求めいただくような形で、例年とは違って冊数も多かったわけですが、まだ、これで今日のチラシが出ましたので、今日の反響も見ていますと、問い合わせ等多くございます。日々、申込数も多くなっておるところでございますので、状況を見ながら、もし、まだまだ足りないようだったら次の手を打っていくというような形を取っていききたいとい

うふうに考えております。

以上です。

○議長（五味高明君） 池田るみ議員。3回を超えたので……。

○5番（池田るみ君） 終わります。

○議長（五味高明君） 市村千恵子議員。

○13番（市村千恵子君） 議席番号13番、市村千恵子です。

何点かちょっとお聞きします。

まず、今、2万冊ということでしたけれども、この2万冊と設定した根拠についてお願いしたいと思います。

現在の受付冊数は4,476冊ということなのですが、事業者は、先ほど町長の招集挨拶にもあったんですけれども、その事業者数というのが139ですか、それで、また、この利用期限と、今、状況を見れば、まだ22.4%ということ、これからも受付1週間延ばすということなんですけど、今回、配布の方法というのが世帯ごとに配られているわけじゃないですよ、往復はがきというのが。各一戸に何か無作為じゃないですけど、全戸入れたという感じなので、結構、世帯の中には分離されているところとかもあって、届いていないようなところもあるのかなという中で、順次、町のほうに行けば新しいものが頂けるということなんですけども、ぜひ、その周知とかも含めてどうなっているのかというのと、それから、利用期限が10月1日から来年の1月31日という期限になっていますけれども、これを延長する考えというのはあるのか、その点についてお願いします。

○議長（五味高明君） 大井産業経済課長。

○産業経済課長（大井政彦君） まず、発行冊数2万冊の根拠ですか。（「はい」と呼ぶ者あり）先ほどもちょっと申し上げたんですが、できる限り町民の皆様に行き渡って、ご利用いただくということが第一だということで、第一の目的としまして、今までの商品券、たしか平成27年度でしたか、1万冊だったかと思います。比べて、非常に数多く設定したものでございます。

この設置時、7月1日時点での総世帯数が7,121世帯だったところ、一人世帯が2,644、二人世帯が2,061、3人以上の世帯が2,416となっております。各世帯のそれぞれ5割が1人当たりの上限の3冊を購入した場合を試算して、およそ2、3万冊としたものでございます。これが一つの計算根拠となっております。

ります。

それと、期間の設定のことなんでございますが、こちらにつきましては、長野県から補助金の交付目安額が7月上旬に出されたところでございます、商品券のプレミアム率や発行冊数、購入対象者、購入上限などを交付要綱で定め、町の商工会とも販売方法などを検討する中で、町内での周知、取扱店の募集、購入申込期間などを踏まえ、使用開始を10月1日からというふうに設定しました。

その後、使用期間につきましては、長野県への補助金実績報告書の提出締切りが3月10日までとなっております、その前に取扱店舗からの換金、精算業務を完全に終わらせなければならないことから、取りまとめをする期間を含めて来年1月31日に設定したものでございます。期間の延長につきましては、現在のところ考えてはおりません。

そんなところでよかったですでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（五味高明君） 市村議員。

○13番（市村千恵子君） そうですね、先ほど池田るみ議員も言いましたけど、1週間で周知というところですか。そこをしっかりとやっていただいて、もっと利用できるように、世帯分離とかされているようなところも買えるような周知というものをぜひやっていただけたらなと。

終わります。

○議長（五味高明君） ほかに。井田議員。

○6番（井田理恵君） 井田理恵です。今、同様の質問の中で、ちょっとお聞き、加えさせていただきたいところがあります。

まず、最初は全戸配布ではがきでお盆明けかに頂きました。その後は、これは回覧、多分、隣組に入っていない人とかには多分来ていない、見ていないものもあると思うんですけども、本日、これは新聞でした。新聞を取っていない人もいます。そういった周知方法についてはどのようにお考えか、全部網羅できたかというお考えか。それと、今、最初のはがきに全戸にはがきで、全戸というところと漏れがあったようですけれども、その中で、やはりそこからこのチラシに行くまでの、もちろん緊急のことなのでタイムロスがあると思うんですけども、早めにちょっと申請しちゃった人から期間が4か月なので使い切るか不安なので、もう少し足せたらいいんじゃないかということをお願いの声は3件ほどありました。

そうした問い合わせも含めて実際に購入した人が調整できるのか、その辺もお聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（五味高明君） 大井産業経済課長。

○産業経済課長（大井政彦君） 先ほど青いチラシを見せていただきました。こちらが回覧板ではなくて、各戸に全戸に配布となっております。（発言する者あり）回覧ではないです。

その前に、先ほど購入予約の案内と申込書というA3版のちょっと厚紙の往復はがきもついているやつなんですけれども、こちらがお盆ぐらいたしか発送になっております。

昨日、おととい、たしかホームページに期間延長。それと、今日の新聞折り込みでは、9月4日の折り込みになっておりますが、そういったところで周知しております。

取扱店舗も始まったときが同時に始めたものですから、本来であれば、その取扱いをしっかり定めてから申し込みの方もしてもらえればよりよかったわけですが、最初の出足が7月ということから考えて、どうしてもこのような同時進行というような形にもなってしまったわけでございます。

取扱店舗がしっかり定まって、前よりは139店舗ということから広がったわけです。使えるお店も広いとご利用していただく方も増えるだろうということで、今日のチラシでかなり反響は大きいのではないかとというふうに、今、捉えているところでございます。

また、早めに申請してしまった方につきましては、今日もそうなんですけれども、電話で追加注文というんですが、追加注文する受け付けをしていますので、もしそういう方がいらっしゃったら、役場のほうに問い合わせいただければ取扱いできますのでよろしくお聞きしたいと思います。

○議長（五味高明君） 井田議員。

○6番（井田理恵君） 最後の部分で追加注文、問合せがあれば対応するという本当に緊急なことなので、時間差があっても仕方がないと思いますけれども、そのように対応していただいて、お聞きしたいと思いますけれども。

○議長（五味高明君） ほかに。小園町長。

○町長（小園拓志君） すみません、ちょっと私への問いかけではなかったと思うんで

すけど、お三方からご質問いただきましたので、私の方からも所管と今後の方針について若干述べさせていただきます。

まず、今回、4,476冊ということで、2万冊というかなりチャレンジングな冊数を設定したこともありまして、それと割合で比較しますと、たしか22.4%、まだまだというような受け止め方をされるものと思いますけれども、例えば昨年の所得の制限がありましたけど、昨年のプレミアム商品券などと比べると、出足としては正直かなり順調なものと思っております。とはいえ、40%という高いプレミアム率を持ちながらなかなか伸びなかった。最大かつほとんど唯一の理由というのは、恐らく販売するときどこで使えるのかがさっぱりわからないというようなことだったと思います。

これは、率直に申し上げまして、私どもと、あと、委託先の商工会とのコミュニケーションが私は不足していたものと思います。内実を言ってもしょうがないですけど、私のところに書類来たときには、もうかなりちょっと間に合わないような状態で持ってこられたということもあります。

せめて、私としては大型店というのは、ツルヤと西友のことですよというふうに書いてくれというのがせいぜいところで、正直言ってちょっとなかなか間に合わない状況、時間のない中で、しかもコミュニケーションがあまり密に取れていない中で、ある意味、肝になるところを外してしまっているやり方になったのかなというふうに思いますし、私も責任者として反省をしているところであります。

また、申込みの状況を見てみますと、実は、満度にお一人3冊という形で購入されているケースが想定よりも相当低いです。お一人1冊とかお一人2冊という形で注文されている方が実は大変に多いというところでありまして、それは、考えてみますと、例えば1回で3人以上の世帯で満度に買うと9万円になります。一気に9万円という現金を用意するのはなかなか大変だと。しかも、このコロナ禍という状況の中で先行きは不安な中で、幾らお得であるとは言っても、その現金を何か券に換えてしまうということの不安感とか、そういったものを感じられている町民の方が相当に多いのかなと。世帯ごとの申込数を見ていると、そういうふうに思います。

実は、世帯の申込数としてはかなりいいとこまで実は来ているなと思っているんですが、それに冊数が追いついていないというような感じは感じています。特に年

金の生活者の方は、10月、12月の15日に年金の振替というか年金が入ってくるという状況で、そういった細切れにやはり収入というのは入ってくるわけでございまして、そういった方たちへのケア、むしろそういった方たちにこそ届けるべきなのが、この商品券の趣旨であろうというふうにも思っているところであります。

それにつきましては、私としましても、今回の9月下旬、10月上旬の1回だけの販売機会にとどめることなく公平性を担保しながらその後の販売についても考えていくというようなことを基本にしたいと思っております。

今回、2万冊というかなり大胆な数を設定したことによって、ある意味足りないと思われるかもしれませんが、実際に2万冊を売り切りますと2億8,000万円が確実に消費されていくというような、かなり大きい経済的な効果をもたらすものと思っておりますので、これは、やはり1万冊でよくて2万冊じゃ駄目だということじゃなくて、皆さんにできるだけ買っていただくように周知をしていきますし、各種の努力を続けてまいって何とか初期の冊数に到達するように努力してまいりたいと考えているところでございます。

ちょっと長くなりましたが、お三方、絡んだご質問への一括的なまとめのお答えとして答えさせていただきました。よろしく願いいたします。

○議長（五味高明君） ほかに質疑のあるかた。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第62号を採決します。

本案は、原案のとおり承認するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手全員であります。よって、議案第62号 専決処分事項の報告については、原案のとおり承認することに決しました。

―――日程第7 議案第63号 専決処分事項の報告について―――

○議長（五味高明君） 日程第7 議案第63号 専決処分事項の報告についてを議題と

します。

報告理由の説明を求めます。

荻原企画財政課長。

(企画財政課長 荻原春樹君 登壇)

○企画財政課長(荻原春樹君) 議案書8ページをお開きください。

議案第63号 専決処分事項の報告について

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和2年9月4日 提出

御代田町長 小園拓志

9ページをお願いいたします。

専第15号 専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明かであると認められるので専決処分する。

令和2年8月3日 専決

御代田町長 小園拓志

専決処分したのは、令和2年度御代田町一般会計補正予算(第6号)についてでございます。

こちらは、令和元年度に予定納税のあった法人町民税につきまして、確定申告の結果から還付金及び還付加算金の増額補正が必要となりました。加算金の支出を抑えるため、8月3日付で専決処分をいたしました。

予算書1ページをお願いいたします。

令和2年度御代田町の一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,002万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ82億4,007万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正、初めに歳入でございます。

款19繰入金、項1基金繰入金2,002万4,000円の増額、こちらは、財政調整基金からの繰入金となっております。

次の3ページをお願いいたします。

歳出です。款2総務費、項2徴税費、補正額2,002万4,000円は、町税還付金及び還付加算金となっております。

説明は以上です。ご審議の上、お認めいただくようお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、報告理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第63号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手全員であります。よって、議案第63号 専決処分事項の報告については、原案のとおり承認することに決しました。

―――日程第8 議案第64号 佐久市・北佐久郡環境施設組合の

事務所の移転及び規約の変更について―――

○議長（五味高明君） 日程第8 議案第64号 佐久市・北佐久郡環境施設組合の事務所の移転及び規約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

柳沢町民課長。

○町民課長（柳沢俊義君） それでは、議案書の10ページをお願いいたします。

議案第64号 佐久市・北佐久郡環境施設組合の事務所の移転及び規約の変更について

地方自治法第286条第2項の規定により、令和2年12月1日をもって、佐久

市・北佐久郡環境施設組合の事務所を移転することに伴い、同組合規約の一部を別紙のとおり変更するため、議会の議決を求めるものです。

令和 2 年 9 月 4 日 提出

御代田町長 小園拓志

11 ページをお願いいたします。

佐久市・北佐久郡環境施設組合規約の一部を変更する規約（案）、佐久市・北佐久郡環境施設組合の一部を次のように変更する。

第 4 条中「佐久市中込 3 0 5 6 番地佐久市役所内」を「佐久市上平尾 2 0 3 3 番地」に改める。

附則、この規約は、令和 2 年 1 2 月 1 日から施行するです。

なお、12 ページにつきましては、新旧対照表となります。

説明は以上となります。ご審議のほどお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第 6 4 号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手全員であります。よって、議案第 6 4 号 佐久市・北佐久郡環境施設組合の事務所の移転及び規約の変更については、原案のとおり決しました。

この際、暫時休憩いたします。

（午前 11 時 03 分）

（休 憩）

（午前 11 時 15 分）

○議長（五味高明君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

―――日程第9 議案第65号 令和2年度国庫補助GIGAスクール構想

パソコン端末購入契約について―――

○議長（五味高明君） 日程第9 議案第65号 令和2年度国庫補助GIGAスクール構想パソコン端末購入契約についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原企画財政課長。

（企画財政課長 荻原春樹君 登壇）

○企画財政課長（荻原春樹君） 議案書の13ページをお開きください。

議案第65号 令和2年度国庫補助GIGAスクール構想パソコン端末購入契約について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、長野県市町村自治振興組合による一般競争入札に付した、令和2年度国庫補助GIGAスクール構想パソコン端末購入契約について、下記により購入契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求める。

記といたしまして

- | | |
|-----------|---|
| 1. 契約の目的 | 令和2年度 国庫補助事業
GIGAスクール構想パソコン端末購入契約 |
| 2. 契約の方法 | 長野県市町村自治振興組合の一般競争入札による方法 |
| 3. 契約の金額 | 6,010万6,640円 |
| 4. 契約の相手方 | 長野県松本市大字和田4010番の10
キッセイコムテック株式会社
公共・医療ソリューション事業部長 深石 文夫 |

令和2年9月4日 提出

御代田町長 小園拓志

本契約につきましては、共同購入を希望する県内19市町村と1組合を取りまとめ、長野県市町村自治振興組合において7月13日に一般競争入札が実施されました。

入札については、キッセイコムテック株式会社、1者が応札し落札となっています。なお、落札予定額に対する落札率は100%となっております。

説明は以上です。ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は、討論を省略し、直ちに採決したいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第65号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手全員であります。よって、議案第65号 令和2年度国庫補助GIGAスクール構想パソコン端末購入契約については、原案のとおり決しました。

―――日程第10 議案第66号 町道の路線認定及び路線変更について―――

○議長（五味高明君） 日程第10 議案第66号 町道の路線認定及び路線変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） 議案書15ページをお願いいたします。

議案第66号 町道の路線認定及び路線変更について

町道の路線を別紙のとおり認定及び変更したいので、道路法第8条第2項及び第10条第2項の規定により議会の議決をお願いいたします。

令和2年9月4日 提出

御代田町長 小園拓志

次の16ページをご覧ください。

新規認定路線、こちら、18ページの位置図とあわせてご覧ください。

路線名、ベバリー13号線、起点、大字馬瀬口字分杭1597番277、終点、大字馬瀬口字分杭1597番251、延長93.0m、幅員4.0m、路面の状況は

舗装されております。

理由は、開発当時に整備された道路であり、町道ベバリー 3 号線及び町道ベバリー 4 号線に接続する道路でございます。

続きまして、ベバリー 1 4 号線です。

起点、大字馬瀬口字分杭 1 5 9 7 番 4 2 4、終点、大字馬瀬口字分杭 1 5 9 7 番 7 9、延長 8 0.0 m、幅員 4.0 m、路面の状況は未舗装でございます。

理由は、平成 2 7 年に公衆用道路として町に寄附され、その後は町が管理しております。町道清万・一里塚線及び町道ベバリー 1 2 号線に接続する道路でございます。

続きまして、ベバリー 1 5 号線です。

起点、大字馬瀬口字分杭 1 5 9 7 番 3 3 4、終点、大字馬瀬口字分杭 1 5 9 7 番 4 4 5、延長 1 1 3.0 m、幅員 6.0 m、舗装の状況は、未舗装でございます。

理由は、平成 2 7 年に公衆用道路として町に寄附され、その後は町が管理しております。町道ベバリー 1 0 号線及びベバリー 1 4 号線に接続する道路でございます。

次の 1 7 ページをお願いいたします。

続きまして、変更路線になります。

変更前は、路線名 1 0 号線、起点、大字馬瀬口字清万 1 5 9 7 番 3 1 4、終点、大字馬瀬口字清万 1 5 9 7 番 3 3 4、延長 1 8 6.6 m、幅員 6.0 m、路面の状況は舗装されております。

変更後ですが、こちらも開発当時に舗装された道路として整備されたもので、終点及び延長を変更しております。路線名、起点は変更前と変わりありません。終点、大字馬瀬口字分杭 1 9 5 7 番 4 8 6、延長 2 3 8.0 m、幅員 6.0 m、路面の状況は舗装されております。

理由、開発当時に整備された道路であり、町道ベバリー 8 号線に接続する道路でございます。

以上のとおりご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

井田議員。

○ 6 番（井田理恵君） 6 番、井田理恵です。

ちょっと確認をお願いします。

今回、同地区内で新規認定路線3件と延長変更路線が1件ということですが、周りの環境、開発というか住宅の建設等の状況が活発なのか。それと、14号線、15号線は、そんな中、未舗装とありますけれども、町道なので未舗装を舗装しなければいけないとかそういう理由はないと思いますけど、今後、舗装の予定はあるんでしょうか。お願いします。

○議長（五味高明君） 金井建設水道課長。

○建設水道課長（金井英明君） お答えいたします。

今回、新規認定する路線のうち、ベバリー14号線とベバリー15号線につきましては、町道へそれぞれ通り抜けできる道路として、平成27年度に寄附されております。

その後は町が管理しておりまして、こちらは、将来的に住宅地としての可能性もあることから町道に認定いたします。また、そのほかの2路線につきましては、ベバリー地区内の開発当時に整備された道路であり、未認定となっていたため、今回あわせて新規認定及び終点の変更をするものでございます。

14号線と15号線の未舗装ということで、舗装の予定はということなんですが、こちらにつきましては、現時点では舗装の整備をするという予定はございません。

今後の沿線の住宅の建設状況や道路の利用状況などを、推移を観測しながら検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（五味高明君） 井田議員。

○6番（井田理恵君） 終わります。

○議長（五味高明君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第11 議案第67号 御代田町保育の必要性の認定に関する

条例の一部を改正する条例案について―――

○議長（五味高明君） 日程第11 議案第67号 御代田町保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

柳沢町民課長。

(町民課長 柳沢俊義君 登壇)

○町民課長(柳沢俊義君) それでは、議案書の19ページをお願いいたします。

議案第67号 御代田町保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例案について

御代田町保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。

令和2年9月4日 提出

御代田町長 小園拓志

本条例案は、昨年10月から実施されました、幼児教育・保育の無償化に係るその上位法である子ども・子育て支援法の改正に伴う条例の改正でございます。

これまで保育園などで実施している保育に対し、保育の必要性の認定を行っております。

幼児教育・保育の無償化の制度が開始されたことに伴い、幼稚園などで実施している預かり保育などの制度の対象となり、保育の必要性の認定を行う必要性が生じたことから本条例の改正を行うものです。

議案書21ページの新旧対照表をお願いいたします。

改正内容は、第1条に改正子ども・子育て支援法によって新たに追加された幼児教育保育の無償化の制度の対象となる幼稚園などにおいて記載のある「第30条の5」を追加するものです。

附則、この条例は公布の日から施行するです。

説明は以上となります。ご審議のほどお願いいたします。

○議長(五味高明君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第12 議案第68号 御代田町特定教育・保育施設及び特定地域型

保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について―――

○議長（五味高明君） 日程第12 議案第68号 御代田町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

柳沢町民課長。

（町民課長 柳沢俊義君 登壇）

○町民課長（柳沢俊義君） 議案書の22ページをお願いいたします。

議案第68号 御代田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について

御代田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出いたします。

令和2年9月4日 提出

御代田町長 小園拓志

本条例案は、昨年10月から実施されました、幼児教育・保育の無償化に関する、その上位法であります子ども・子育て支援法、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令、子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の改正に伴う改正でございます。

改正後につきましては、議案書の23ページから33ページの11ページにわたり記載をしてございます。ですが、改正の本旨については大きく3つでございます。

まず1点目は、用語の改正でございます。

ほぼ全条にわたりまして「支給認定」という用語を「教育・保育給付認定」と改めております。これは、子ども・子育て支援法におきまして、「子育てのための施設等利用給付」という項目が新たに創設されたことにより、法律において統一の用語に改めたものでございます。

2点目といたしまして、副食費の提供に要する費用についてでございます。

議案書38ページからの新旧対照表をご覧ください。

第13条において保育園の3歳から5歳までの子供に対して、おかずである副食費について保護者から徴収できることとするものです。

ただし、幼稚園における世帯所得360未満の保護者や、保育園の3歳から5歳までの子の世帯所得360未満の保護者、多子世帯の3人目以降の子の副食費、満3歳未満の子供に対する食事の提供は除くというものであります。

3点目といたしまして、連携施設に関することとさせていただきます。

議案書48ページからの新旧対照表をご覧ください。

第42条におきまして、特定地域型保育事業者——これは、小規模保育事業者ですとか、家庭的保育事業者、それから、事業所内保育事業者などが該当します——が、代替保育を実施する場合、連携施設の規模等の条件が設けられておりますが、役割分担、責任の所在の明確化など、そういった条件がそろえば連携施設の確保をしないことができるというものでございます。また、満3歳未満の児童を受け入れている特定地域型保育事業者についても優先的な取扱いや保護者の希望などの条件がそろえば、卒園後の受入先確保のための連携施設の確保は不要とするものです。

しかしながら、この場合においても認可外保育施設ですとか家庭的保育事業者との連携協力は図らなければならないというものでございます。

そのほか、第50条では、準用の規定を、第51条については特別地域型保育の基準に関する規定を改めるものでございます。

附則、この条例は公布の日から施行するです。

説明は以上となります。ご審議のほどお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第13 議案第69号 御代田町放課後児童健全育成事業の設備及び

運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について―――

○議長（五味高明君） 日程第13 議案第69号 御代田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

柳沢町民課長。

(町民課長 柳沢俊義君 登壇)

○町民課長(柳沢俊義君) 議案書の58ページをお願いいたします。

議案第69号 御代田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について

御代田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。

令和2年9月4日 提出

御代田町長 小園拓志

本条例案は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準条例が改正されたことによる条例の改正でございます。

議案書60ページの新旧対照表をご覧ください。

第10条において放課後児童支援員の研修を行う者に都道府県知事、政令指定都市の市長に「中核市の市長」を加えるものです。

また、附則第2条の職員の資格の経過措置の期限について、毎年、放課後児童支援員に異動があることから、職員体制を整えるため、「平成32年3月31日」から「当分の間」に改正するものであります。

附則、この条例は公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用します。

説明は以上となります。ご審議のほどお願いいたします。

○議長(五味高明君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

井田議員。

○6番(井田理恵君) 井田理恵です。

すみません、確認お願いします。

令和2年4月1日から適用とありますが、今、少しご説明があった職員の異動と研修ということでの時間差ということで、半年、この条例の適用が遡るという解釈でよろしいので、現実的事情をもう一度お聞かせください。

○議長(五味高明君) 柳沢町民課長。

○町民課長(柳沢俊義君) それではお答えいたします。

放課後児童支援員は、教員や保育士などの資格のある者が研修を受けて支援員として従事することになっております。

しかしながら、この支援員については、毎年退職、それから採用等の異動があります。年度当初に完全な形で職員体制を整えるのは大変厳しい状況にあります。本年度も5名の異動がありました。昨年度中2名の採用を含めた計7名が順次研修を受講する運びとなっております。

したがいまして、附則において研修の終了予定者も従事できるということを可能にするため、経過措置を設けております。また、空白期間をつくらないため、4月1日の遡及適用をお願いするものです。

説明は以上です。

○議長（五味高明君） 井田議員。

○6番（井田理恵君） 終わります。

○議長（五味高明君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第14 議案第70号 令和元年度御代田町一般会計

歳入歳出決算の認定について―――

○議長（五味高明君） 日程第14 議案第70号 令和元年度御代田町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原企画財政課長。

（企画財政課長 荻原春樹君 登壇）

○企画財政課長（荻原春樹君） 議案書61ページをお開きください。

議案第70号 令和元年度御代田町一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和元年度御代田町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和2年9月4日 提出

御代田町長 小園拓志

別冊決算書6ページから13ページまでの、歳入歳出決算書の款項別集計表につきましては、お手元の資料番号1により説明をさせていただきます。

令和元年度一般会計の決算概要について説明をいたします。

平成30年度から繰越明許により繰越ししました8事業の事業費を含んだ、令和元年度決算総額につきましては、歳入が62億8,717万9,000円で、前年度に比べて9.5%、また、歳出が59億9,588万2,000円で、7.9%、ともに減少しました。

歳入の減少の要因につきましては、平成30年度に役場庁舎建設都市再生整備計画事業、地域総合整備資金貸付、こちらが完了しまして、基金繰入金が1億6,833万3,000円、町債が5億1,951万3,000円減額となったことによるものであります。

また、歳出につきましても、歳入と同様の理由から、総務費で4億5,664万円、土木費で3億9,017万9,000円と大きく減少したことによるものでございます。

資料の1ページ、初めに歳入から説明をいたします。

款1町税につきましては24億8,451万2,000円で、前年比1億886万5,000円、4.6%増加をいたしました。個人住民税は4,282万3,000円、法人町民税が2,486万1,000円とともに増加となっております。また、固定資産税につきましては、新增築家屋償却資産の増から3,814万2,000円増加しております。

現年度徴収率につきましては99.2%となっております、前年度と同率となっております。また、滞納繰越分も含めた徴収率につきましては94.2%で、前年度に比べ0.1ポイント減少しております。

続きまして、款2地方譲与税から、3ページの款11交通安全対策特別交付金までの交付金等につきましては、8,749万5,000円の減となっております。このうち、款9の地方特例交付金のうち、子ども・子育て支援臨時交付金4,037万3,000円の増はありましたが、地方交付税のうち普通交付税で1億3,457万8,000円、地方消費税交付金につきましては1,524万1,000円で、それぞれ減少をしております。

款10の地方交付税の減額につきましては、基準財政収入額のうち法人町民税の法人割、こちらが大幅な増額となったことが主な要因となっております。

3ページをお願いいたします。

款12分担金及び負担金7,139万円で、前年度比2,100万円ほど

22.7%減少をしております。主に令和元年10月から開始となった幼保無償化により、保育料が2,078万2,000円減少したことによるものです。

主な負担金である保育料の徴収率につきましては、現年度分で99.9%となっております。

款13 使用料及び手数料につきましては7,815万3,000円で、前年比15万円、0.2%の減少と前年度ほぼ同額となっております。こちら、主な使用料の徴収率であります住宅使用料現年度分については97.4%となっております。

款14 国庫支出金は5億4,102万5,000円で、前年度比5,985万4,000円、10%減少しました。

小中学校の冷房設備の対応をしました臨時特例交付金5,019万3,000円の増はございましたが、社会資本整備総合交付金1億3,772万3,000円の減少が主な要因となっております。

4ページをお願いいたします。

款15 県支出金につきましては3億4,790万6,000円で、前年度比4.9%、1,639万7,000円増となっております。主に農業競争力強化基盤整備事業補助金1,192万6,000円、また、子育てのための施設利用給付金651万8,000円の増加によるものでございます。

款16 財産収入4,188万3,000円で、前年比110.9%、2,200万円ほど増加しました。要因ですが、土地売上収入2,309万7,000円の増加によるものでございます。

款17 寄附金1億1,971万1,000円で、こちら、132.7%、6,826万2,000円増加しております。ふるさと納税寄附金が6,507万2,000円増加したことが要因となっております。

款18 繰入金2億3,956万5,000円で、前年度比1億6,325万2,000円、40.5%減少しております。財政調整基金繰入金が1億2,220万円、役場庁舎整備事業の財源に充てました役場庁舎整備基金繰入金が2,880万円減少したことによるものです。

5ページをお願いいたします。

款21 町債4億3,858万7,000円で、前年比54.2%、5億1,951万

3,000円減少しております。主な要因ですが、地域総合整備資金貸付金に充てまして一般単独事業債3億5,400万円、公共施設等適正管理推進事業債1億1,130万円の減少によるものです。

続きまして、歳出の主なものをご説明します。

6ページをお願いいたします。

款2総務費9億5,418万6,000円で、前年比32.4%、4億5,664万円と大きく減少しました。こちらは、平成30年度に事業実施をしました役場庁舎整備経費で8,634万3,000円、また、地域総合整備資金の貸付金3億5,400万円それぞれ減少したことによるものです。

款3民生費16億1,739万5,000円で、2.8%、4,524万4,000円増加をいたしました。私立保育所の保育委託料1,260万2,000円、子育てのための施設等利用給付費補助金2,541万1,000円の増加によるものです。

7ページをお願いいたします。

款4衛生費4億6,664万6,000円で、前年比9.6%、4,099万4,000円増加となっております。新クリーンセンター整備負担金で3,543万1,000円の増、また、ペット減容機の備品購入費787万6,000円の増加によるものです。

款6農林水産業費は2億484万9,000円の支出で、前年比0.4%、90万9,000円減少とほぼ前年並みとなっております。こちらは、農業競争力の強化基盤整備事業の2,437万3,000円の増額ございますけれども、土地改良維持管理適正化事業1,300万円や経営体育成支援事業補助金273万6,000円などの減少によるものでございます。

款7商工費は9,481万5,000円で、16.6%、1,348万8,000円増となっております。こちらは、中小企業資金保証料負担金424万4,000円やプレミアム付きの商品券の事業費545万8,000円増によるものでございます。

款8の土木費につきましては5億5,944万1,000円で41.1%、3億9,017万9,000円とこちらも大きく減少となっております。要因ですが、都市再生整備計画事業が完了しまして2億2,729万円が、また、社会資本整備総

合交付金事業 8,138万4,000円、また、公共下水道の特別会計繰出金 3,826万1,000円とそれぞれ減少したことによるものでございます。

8ページをお願いいたします。

款9 消防費 2億7,611万円で、前年比30万円、0.1%増加とこちらもほぼ前年並みでございます。防災行政無線の新庁舎移設工事 1,544万1,000円の減少はありましたが、佐久広域連合の負担金、消防費の負担金 1,635万5,000円の増の要因となっております。

款10 教育費 6億5,525万6,000円で、前年比33%、1億6,260万9,000円増となっております。小中学校3校で実施をいたしました冷房設備設置事業 2億1,889万8,000円の増加が理由でございます。

款11 災害復旧費 1億1,187万2,000円で、こちらは、2,007.6%、1億656万4,000円の増となっております。昨年の東日本台風の災害による増加でございまして、農林水産業施設が6,074万3,000円、公共土木施設が4,582万1,000円とともに増となっております。

款12 の公債費につきましては8億9,827万円で3.7%、3,434万1,000円の減となっております。元金で2,913万8,000円、償還利子で520万3,000円の減少となっております。

款14 予備費につきましては、総務費の総務管理費や徴税费など14の科目に対しまして1,883万9,000円を充当しております。

続きまして、決算書の206ページ、お開きください。

こちら、実質収支に関する調書となっております。1の歳入総額は62億8,717万9,000円、2の歳出総額59億9,588万2,000円、3の歳入歳出差引額は2億9,129万7,000円となっております。4の翌年へ繰り越すべき財源といたしまして、(2)の繰越明許費繰越額、こちら3,926万6,000円となっておりまして、5番の実質収支額につきましては、3番の歳入歳出差引額から4番の翌年度へ繰り越すべき財源を引いた額が2億5,203万1,000円となっております。また、6番の実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入金につきましては1億2,700万円を繰り入れてございます。5番の実質収支額から6番の基金繰入金1億2,700万円を差し引いた残額1億2,503万1,000円につきましては、4番の繰越明許費繰越額

とあわせて令和2年度へ繰越しをしてございます。

なお、地方自治法233条第5項の規定に基づく書類といたしまして、歳入歳出決算事項別明細書は15ページから205ページに、実質収支に関する調書は206ページに、財産に関する調書は355ページから359ページに、362ページ以降につきましては、主要事業の状況など決算に関する説明書を掲載しています。

また、同法第241条第5項の規定に基づく書類といたしまして360ページから361ページまでに定額運用基金の運用状況を示す書類を掲載しております。

説明は以上となります。ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

荻原議員。

○2番（荻原謙一君） 議席番号2番、荻原謙一です。

ページ、119ページ、款4衛生費項2清掃費目1塵芥処理費節13委託料の一般廃棄物処理委託料が8,804万7,718円となっております。決算書の巻末の決算に関する説明資料のページ、40ページにごみ処理状況の可燃ごみ処理量1,558tで7t減となっております。人口が増えている中で可燃ごみが減少した主な理由は何と考えているか、お答え願います。

○議長（五味高明君） 柳沢町民課長。

○町民課長（柳沢俊義君） それではお答えいたします。

まず、当町の外国人を含む住民基本台帳に登録のある人口でございますが、平成27年4月1日、1万5,424人ですが、令和2年4月1日には1万5,708人と大幅に増加をしております。

また、過去5年間の可燃ごみの処理量でございますけれども、平成29年1,565t、平成30年も同様に1,565t、令和元年1,558tと微量であります。減少をしてきているということでございます。

その中身でございますけれども、まず、一般の家庭系の可燃ごみでございますが、平成29年度には891t、平成30年には915t、令和元年度937tとなり、多少ですがやはり家庭系は増加傾向にございます。

一方で、事業所から出されます事業系の一般可燃ごみのほうでございますけれども、

平成29年度674t、平成30年650t、令和元年621tと平成29年度までは増加傾向にあったんですが、ここ2年ぐらいは事業系の可燃ごみが減少をしてくております。したがって、理由といたしましては、事業系の可燃ごみの減ったことが主な要因なのかなということでございます。

では、直接的な要因は何なのかといいますと、実はちょっと正確になかなか把握することはできませんが、一つ目とすると、事業所から出されたごみのうち資源化が進んだのではないかとということが1点目として考えられます。

もう一点目が、食協の会員数ですとか、商工会の会員数が実は減少をしてくておりますから、若干ですが、事業者数の減少も可燃ごみの減少につながっているのではないかとということが推測できることでございます。

以上です。

○議長（五味高明君） 荻原議員。

○2番（荻原謙一君） 終わります。

○議長（五味高明君） ここで、昼食のため休憩します。午後は1時30分より再開します。

（午後 0時01分）

（休 憩）

（午後 1時30分）

○議長（五味高明君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

質疑を続けます。質疑のある方。市村議員。

○13番（市村千恵子君） 議席番号13番、市村千恵子です。

それでは、決算書のところ、備考欄のほうでちょっとお聴きしていきたいと思っております。

まず、139ページになります。款7商工費、項1商工費、目1商工振興費のプレミアム商品券の事業の事務委託料で、プレミアム商品券の補助ということで166万8,000円、それとその前のページのところには事務委託料として255万3,119円というのがあるわけですがけれども、昨年10月の消費税10%引き上げに伴っての低所得者、それから3歳未満の乳幼児がいる子育て世帯

に対する負担増の緩和と消費率を上げるということでプレミアム率25%ということで商品券の発行が実施されたわけですけれども、この事業効果はどうだったのか、まず1点。

次、145ページになります。款8土木費、項2道路橋梁費、目3社会資本整備総合交付金事業の橋梁修繕事業経費として886万6,800円とあるわけですけれども、調査・測量、設計・管理委託料ということで実施された内容についてと、今後の交付金の状況と整備率はどうなっているのか、全体の完了の予定の見通しはどうなのかについてお願いします。

続いて、下欄ですけれども、その下にずっと行きますと、道路修繕費として3,772万3,000円というのがあるわけですけれども、この工事内容と交付金の状況についてお願いしたいと思います。

それと147ページですけれども、款8土木費、項2道路橋梁費、目4町単独道路新設改良費の5,881万794円というのがあるわけですけれども、この実施路線についてお願いしたいのと、それから同じく目90ということで、これは146ページのところに都市再生整備計画事業費ということで、繰越明許として3,571万5,600円とあるわけですけれども、この内容について。それから平成26年度からこの都市再生整備が始まったわけですけれども、31年が最終年度ということで、この間の総合的な実績についてと交付金の状況と、また今後の都市再生整備と同じような事業というのが出てくるのかどうか、その点についてお願いします。

最後、148ページ、備考欄では149ページになるんですけれども、款8土木費、項4都市計画費、目1都市計画総務費ということで、空き家改修補助金決算額が20万円となっております。昨年も1軒20万円だったかなあというふうに思うんですけれども、創設からこの間、実施されてきた件数の推移と今後の課題について。利用がちょっとやはり低迷しているかなあという気もするんですが、この利用しやすい内容の見直しとか、その補助金の増額という考えはあるのかどうか、その点についてお願いします。

○議長（五味高明君） 大井産業経済課長。

○産業経済課長（大井政彦君） 私のほうからは、令和元年度プレミアム付商品券事業についてお答えいたします。

消費税、地方税、地方消費税の3つの引き上げが低所得者、子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えするために全額、国の補助金を活用して実施したものでございます。

当町では、商品券の購入に当たり、あらかじめ申請が必要な低所得対象者169名、それと申請不要の子育て世帯主389名の合計558名に商品券の購入引換券を交付しました。プレミアム率25%、1人当たり最大2万円の購入で2万5,000円分を利用できる商品券でしたが、町内店舗での商品券使用額は全体で約860万円でした。したがって、1人当たりの平均使用額は1万5,412円となります。

事業効果に関しましては、商品券の購入対象者が限られた中で低所得対象者からの申請が少なく、商品券取扱店舗も104店舗と、今年の商品券事業における販売取扱店舗の139店舗よりは少なく、地域における消費の喚起・下支えという面では効果は薄かったのではないかと感じるようになっております。

以上です。

○議長（五味高明君） 金井建設水道課長。

○建設水道課長（金井英明君） それでは、私のほうからは橋梁修繕事業経費886万6,800円について説明いたします。

令和元年度は、橋梁長寿命化計画に基づく業務といたしまして、馬瀬口地区の北側を流れる中宿用水をまたぐ道陸3号橋、繰矢川をまたぐ細久保橋、針の木用水をまたぐ針木沢3号橋、また草越区の東側を流れる重ノ久保川をまたぐ草越1号橋、清万区の浅間サンライン沿いを流れる濁川をまたぐ清万橋の5橋の現況調査、補修設計業務を実施いたしました。

続いて、その交付金の状況と整備でございますが、これまで御代田町が所管する橋梁は56橋でしたけれども、三ツ谷の株式会社カネット南側の千ヶ滝湯川用水をまたぐ南浦橋は、平成30年度の都市再生整備事業の南浦3号線の道路改良工事にあわせまして橋梁を撤去し、ボックスカルバート構造へと変更いたしましたので、現在、町が管理する橋梁は55橋となっております。そのうち9橋につきましては、平成29年度に新たに策定しました第2期橋梁長寿命化修繕計画に基づいて、国交省の社会資本整備総合交付金の対象としており、今後も交付金を受けながら順次、補修工事を実施してまいります。

橋梁修繕事業における要望事業費に対する内示率ですが、88.6%と比較的高い水準を推移しております。整備率につきましては、第2期橋梁長寿命化修繕計画に基づいて、健全な橋梁が46橋となります。前年度末の整備率は83.6%となり、本年度は草越1号橋など4橋の補修工事を予定しておりますので、本年度末の整備率は90.9%になる予定でございます。

橋梁の今後の全体の完了予定の見通しですが、橋梁は交通量や塩化カルシウムの散布、橋長などの構造的な条件により経年的な劣化もそれぞれでございます。橋梁がある限り、永久的に点検・調査及び補修を繰り返していかなければなりません。一通り補修工事が完了する時期は、令和5年までを予定しております。

続いて、道路修繕事業経費の3,772万3,000円の実施された工事内容です。こちらは令和元年度、向原公民館から南側へ下る向原区内線209m、また馬瀬口区内を東西に横断する十石馬瀬口線500mの舗装修繕工事を実施したものでございます。

交付金の状況ですが、道路修繕事業における要望事業費に対する内示率は、昨年度は38.6%、今年度につきましては19.4%と、さらに低い状況でございます。近年は豪雨災害が全国各地で多発していることもありまして、補助金の確保というものが多分厳しい状況が今後予測されてまいります。

続いて、146ページ、道路新設改良事業経費5,881万794円の実施路線でございます。こちら令和元年度は、三ツ谷のイエローハット西軽井沢店の北側に面する三ツ谷馬瀬口154.0m並びに向原の楓ヶ丘交差点から南側へ下る向原豊昇線、こちらは372m、湯川に架かる面替橋から下流側に沿った辰巳畑岩下線、こちらは175mの舗装修繕工事を3路線実施しております。

また、小田井の御代田浄化管理センター付近の六反1号線105m、やまゆり工業団地北側の塩野区内11号線を267.5m、三ツ谷の中山歯科クリニックと浅間電設株式会社の間に向原線の70mの道路改良工事3路線と、塩野集落からサンラインを抜ける狸窪古城線、こちらは78mの道路拡張工事を実施したものでございます。

目90の都市再生整備経費の3,571万5,600円の内容ですが、こちらは豊昇地区の世代間交流センター南側の久能梨沢線200mの道路改良工事を実施したものでございます。こちらは第2期の都市再生整備事業で実施したものでございま

して、これは平成31年度で事業は完了しております。5年間の事業費と交付金の関係なのですが、第2期の都市再生整備事業の最終事業費は14億8,174万5,000円、これに対する交付金の交付率は上限40%に對しまして39.5%でございました。

道路事業費については11億1,520万円で、主にはこの庁舎北側の南浦3号線、平和台から中学校南側交差点までの上小田井雪窓線、中学校南側交差点から井戸沢処分場までの上ノ林児玉線など9路線を実施しまして、久能梨沢線の道路改良工事をもちまして全ての路線を完了しております。

今後の同様の事業でございますけれども、この第3期の都市再生整備計画については、現在のところ未定でございます。

続いて、148ページ、空き家改修補助金の実績の推移と今後の課題ということです。御代田町の空き家改修補助金の交付要綱は、平成29年4月1日に施行されました。それからの推移でございますが、平成29年度に2件の申請があり、補助金を交付しております。平成30年度は1件、令和元年度は1件、本年度につきましては2件交付してございまして、あと1件は現在、相談が来ております。課題としましては、空き家が管理されず放置されていると、防災・防犯、衛生面など多岐にわたり問題が生じてまいります。

また、空き家の増加は、地域の活性化の低下にもつながり、まちづくりを進める上で大きな支障となってまいります。平成27年度の空き家実態調査から5年が経過していることから、本年度、追跡調査を職員のほうでやっているところです。その結果を空き家所有者へ改めて通知しまして、空き家の適切な維持管理について所有者に理解を求めてまいりますけれども、なかなか理解を得られないというのが一つ課題となっております。特に、相続等によって所有者が県外在住の方については、維持管理のことが困難な状況というのが一番の課題かと感じているところでございます。

この空き家改修補助金で補助金の増額とか見直しというところなのですが、この補助金は平成27年度に空き家等対策の推進に関する特別措置法の全面施行を受けまして、町内の空き家実態調査を実施した結果、当時、町内の建築物のうち3.3%に当たる398棟が空き家と判断されております。

また、御代田町木造住宅耐震診断事業実施要綱及び木造住宅耐震改修事業補助金

交付等に関する要綱が平成19年度から実施されていることもあり、関連する補助事業として平成29年4月から試験的に5年間実施しているところです。そのため、令和4年3月31日をもって時限付きの補助金となっております。来年度が最終年度となりますので、補助金交付要綱のとおり、廃止の方向で検討しております。これに代わるものにつきましては、現段階では考えておりませんが、空き家実態追跡調査に基づく所有者のアンケート調査の結果を踏まえ、事情を把握した上で近隣市町村の動向を注視しながら検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（五味高明君） 市村議員。

○13番（市村千恵子君） 終わります。

○議長（五味高明君） ほかにございますか。井田議員。

○6番（井田理恵君） 井田理恵です。3点お願いします。

決算書18ページの歳入、款2地方譲与税、項3森林環境譲与税169万円は、昨年度からの譲与税で新しいものでございますが、今年、当該年はその事業計画についての検討に当たり、当面は基金積立てとのことでした。歳入で歳出の項はもちろんありませんけれども、今年度以降の事業計画をどのように考えていらっしゃるのか。また、資料1番では皆増となっておりますけれども、この譲与税は増収見込みということで上からの決定を受けての皆増となる予定なのかについて、伺います。

それから次に、同じ決算書です。22ページ、款13使用料及び手数料、項1使用料での説明で、町営住宅の使用料187万8,000円、資料の説明欄でありましたけれども、減りました。理由を教えてください。

それから、町営住宅は老朽化しておりますけれども、維持管理の修繕費等の収支のバランスはどのようなことになっているのか。

それから、改修計画のコストについてと、今後の課題について伺いたいと思います。

それから、ページ、32ページ、33ページです。款15県支出金、項2農林水産業費、県の補助金で、農業競争力強化基盤整備事業補助金で1,192万円ほど増額して合計で1,500万円ほどの総事業費になっておりますけれども、これは大分期待される事業だと思うんですけれども、今後、期待できる事業効果と既に出

ているような実績がありましたらご説明をお願いします。

○議長（五味高明君） 大井産業経済課長。

○産業経済課長（大井政彦君） それでは初めに、森林環境譲与税の関係につきまして、私のほうから説明いたします。

制度が始まったばかりということもありまして、県内のどこの市町村でも予算化して整備実施しているという実態は極めて少ない状況でございます。近隣を見ても、まずは森林経営管理法に基づく未整備森林対象地域の現状把握、そして所有者等の把握、そういったところから始めていく市町村がほとんどで、当町も同様でございます。

所有者の意向調査から始まりまして、所有者との経営管理契約を経て、事業実施に至るということから、段階を踏む必要があります。すぐに整備にとりかかるといふわけにはいかないということも、ご理解いただきたいと思っております。

令和2年度につきましては、この制度を運用していくような森林整備のための基礎資料、森林整備プランニングマップというものを作成しまして、森林の基盤図を航空レーザー測量で一体化させて、森林事業の履歴、治山事業の実績、林道の路網図などの各種データを重ね合わせて当該森林が施業しやすい森林であるか、施業履歴がある森林なのか、そういったものを色分けして即座に視覚的に把握すること、対象森林と、そういったものを明確化させる考えでおります。

次年度以降からは、所有者への意向調査に移っていければというふうに今考えているところでございます。

令和2年度の当初予算につきましては、森林整備を一層促進するために前倒しで増額されることになりまして、360万円を見込んでおります。それ以降も段階的に増額されるようでございます。コロナ禍における県内の動向を見据えながら、段階的に進めていければというふうに考えております。

皆増は増収見込みも決定を受けてということでございますが、前年ゼロ、前年になかった項目が、当該年度は269万円になったという一つの表記ということでございます。

続きまして、農業競争力強化基盤整備事業につきまして説明いたします。

まず、実績等も兼ねて説明いたしますが、平成27年度から馬瀬口抜井用水の整備を継続実施しております。総事業計画は受益面積13ha、計画延長は実測調査し

た後、716mとなっております。例年、県の補助金内示額は要望に対しまして非常に低い状況が続きまして、平成30年度の整備延長は249mにとどまっておりました。令和元年度につきましては、当初の内示以降、追加内示がさらに2回ほどございまして、県補助金が前年比で1,192万円ほど余と増となりました。420mそこで延伸できたところでございます。

現在、繰越事業で発注しておりますが、46mを年内に整備すると本事業は完了します。なかなか思うように整備が進みませんでした。進捗率の悪い状況でしたが、補助金が一気についたというところから、早期に完成できる見通しが立ちました。本事業で塩野地区から馬瀬口繰矢川に至る、抜井用水を整備したことで排水機能を兼ねた構造となりまして、これまで幾度となく発生していた農地への増水や越流被害を防ぐなど防災力を強化し、水田への取水口、水門などを設けることで安定した耕作しやすい農地となりました。

以上でございます。

○議長（五味高明君） 金井建設水道課長。

○建設水道課長（金井英明君） 決算書22ページ、23ページの町営住宅の使用料について説明いたします。

令和元年度の町営住宅使用料は、収入額2,413万7,300円、前年度に対しまして187万7,900円の減収となっております。主には、桜ヶ丘団地の使用料収入が180万1,600円、前年度比7.3%の減でございます。要因は、前年度の入居戸数と比較して1戸の減少ではありますが、前年度は高額所得者の方及び収入超過者の2名の方が退去しておりまして、使用料収入に大きく影響している状況でございます。

また、平和台団地につきましては、2戸の退去者があり、こちらについては新たな入居者は受け入れてはおりません。

桜ヶ丘団地の空き部屋は全て3LDKYであり、この空き部屋を解消するため、令和2年2月に入居要件を「3人以上の世帯または夫婦いずれかが40歳未満の2人世帯」から「2人以上の世帯」に要件を緩和し、3LDKYについては入居募集を随時行っているところです。

維持管理修繕費等の収支のバランスでございますが、町営住宅に関わる収入は使用料の現年分と滞納繰越分、督促手数料、駐車場使用料、延滞金を財源として施設

の維持管理費及び公営住宅建設事業債の償還などに充てております。

令和元年度の歳入は2,866万600円に対し、歳出は維持管理費として2,417万9,279円、施設修繕工事費や人件費に支出しております。残額の448万1,321円を都市計画総務費及び公営住宅建設事業債の償還に充てております。歳入に対する歳出、維持管理経費に充てている割合は、直近5か年の平均で47.2%に対し、当年度は桜ヶ丘団地の給水ポンプ更新工事として1,858万6,870円の支出があったため、84.4%と高い割合となっております。

使用料収入等で維持管理費は現在、賄えている状況にあります。しかし、建設事業債の償還もあり、収支額が不足する分を一般財源から補填しているというような状況でございます。

課題でございますが、桜ヶ丘団地につきましては、耐用年数が70年ということもあり、建設当時から25年ほどが経過してきております。現在、25年が経過してきている中で修繕等が多いのが、やはり水回り関係の修繕というものが大変多く、交換工事とか、そこら辺の費用というものがかさんでおります。

また、3LDKYというのが空きが多いということで今現在の入居率は90.2%でございます。この入居率をいかに上げていくかというところが今後の課題の一つとなっております。

説明は以上です。

- 議長（五味高明君） 井田議員。
- 6番（井田理恵君） 終わります。
- 議長（五味高明君） ほかに質疑のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第15 議案第71号 令和元年度御代田財産区特別会計

歳入歳出決算の認定について―――

- 議長（五味高明君） 日程第15 議案第71号 令和元年度御代田財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。荻原企画財政課長。

（企画財政課長 荻原春樹君 登壇）

○企画財政課長（荻原春樹君） 議案書 62 ページをお開きください。

議案第 71 号 令和元年度御代田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和元年度御代田財産区特別会計歳入歳出決算を別紙、監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 2 年 9 月 4 日 提出

御代田町長 小園拓志

別冊、決算書の 208 ページをお開きください。208 ページになります。こちらは歳入歳出決算書・款項別集計表になります。

歳入であります。

款 1 財産収入、項 1 財産運用収入、収入額は 298 万 6,331 円となっております。内訳につきましては、土地貸付料としまして財産区有地の貸付 280 万 5,928 円と、基金・預金利子といたしまして財政調整基金の利子 18 万 403 円となっております。項 2 の財産売払収入につきましては、収入はありませんでした。

款 2 繰入金、項 1 基金繰入金、収入済額 830 万円、こちらにつきましては財政調整基金からの繰入金です。

款 3、項 1 繰越金 133 万 5,017 円は、平成 30 年度からの繰越金となっております。

款 4 諸収入、項 1 雑入は、収入はありませんでした。

歳入合計、予算額 1,261 万 7,000 円に対しまして、収入済額 1,262 万 1,348 円の収入となっており、執行率は 100% となっております。

次の 210 ページをお開きください。

歳出であります。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、支出済額 1,189 万 8,280 円でございます。このうち主な支出の内容ですが、財産区有地の管理委託料としまして 400 万円、また財産区有地の下刈り委託料としまして 640 万円を支出しております。

款 2、項 1 予備費、こちらは予備の充当はありませんでした。

歳出合計につきましては、予算額 1,261 万 7,000 円に対しまして、支出済額 1,189 万 8,280 円で執行率は 94.3% となっております。

次の 212 ページをお開きください。

歳入歳出差引残額 72万3,068円となっております。令和2年8月18日開催の御代田財産区管理会において同意を得ております。

218ページをお開きください。実質収支に関する調書になっております。

1番の歳入総額 1,262万1,000円、2番の歳出総額 1,189万8,000円、3番の歳入歳出差引額 72万3,000円となっており、4番の翌年度へ繰り越すべき財源がないため、5番の実質収支額は72万3,000円と同額になっております。こちらは全額、令和2年度へ繰越しをしてございます。

説明は以上です。ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第16 議案第72号 令和元年度小沼地区財産管理特別会計

歳入歳出決算の認定について―――

○議長（五味高明君） 日程第16 議案第72号 令和元年度小沼地区財産管理特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。荻原企画財政課長。

（企画財政課長 荻原春樹君 登壇）

○企画財政課長（荻原春樹君） 続きまして、議案書63ページをお開きください。

議案第72号 令和元年度小沼地区財産管理特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和元年度小沼地区財産管理特別会計歳入歳出決算を別紙、監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和2年9月4日 提出

御代田町長 小園拓志

別冊の決算書220ページをお願いいたします。こちらは款項別の集計表でござ

います。

歳入になります。

款1財産収入、項1財産運用収入、収入済額5,732円となっております。内

訳は、土地貸付料 5,700 円と財政調整基金の預金利子 32 円の収入です。項 2 財産売払収入は、収入がありませんでした。

款 2 繰入金、項 1 基金繰入金、収入済額 310 万円で、こちらは財政調整基金からの繰入金です。

款 3、項 1 繰越金、収入済額 36 万 933 円で、こちらは平成 30 年度からの繰越金です。

款 4 諸収入、項 1 雑入は、収入がありませんでした。

歳入合計 312 万 3,000 円に対しまして、収入済額 346 万 6,665 円で執行率は 111.0%となっております。

次、222 ページをお願いいたします。

歳出になります。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、支出済額 281 万 6,949 円です。主な支出の内容でございますが、林野管理委託料といたしまして 195 万 6,000 円、また委員報酬 81 万 7,200 円が主な支出となっております。

款 2、項 1 予備費、こちらは予備費の充当はありませんでした。

歳入合計、予算額 312 万 3,000 円に対しまして、支出済額 281 万 6,949 円の支出で執行率は 90.2%となっております。

次、224 ページをお願いいたします。

以上によりまして、歳入歳出差引額 64 万 9,716 円となっております。こちらは令和 2 年 8 月 3 日の小沼地区財産管理委員会で同意を得ております。

230 ページをお開きください。実質収支に関する調書となっております。

1 番、歳入総額 346 万 6,000 円、2 番、歳出総額 281 万 6,000 円、3 番、歳入歳出差引額 64 万 9,000 円、4 番の翌年度へ繰り越すべき財源がございませんでしたので、5 番の実質収支は同額の 64 万 9,000 円となっております。まして、こちらは全額、令和 2 年度へ繰越しをしております。

説明は以上です。ご審議のほうをお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

――― 日程第 17 議案第 73 号 令和元年度御代田町国民健康保険事業

勘定特別会計歳入歳出決算の認定について―――

○議長（五味高明君） 日程第 17 議案第 73 号 令和元年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。阿部保健福祉課長。

（保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇）

○保健福祉課長（阿部晃彦君） 議案書 64 ページをお願いいたします。

議案第 73 号 令和元年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和元年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算を別紙、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

令和 2 年 9 月 4 日 提出

御代田町長 小園拓志

決算書の 232 ページ、233 ページをお開きください。歳入歳出決算書・款項別集計表でございます。

まず、歳入です。

款 1、項 1 国民健康保険税、収入済額 4 億 1,942 万 9,762 円で前年度比 0.4% の増となりました。徴収率でございますが、現年で 96.0%、被保険者数につきましては 3,617 名で 184 名減少しております。不納欠損額 839 万 1,211 円、こちらは法令の規定に基づきます事項等でございます。収入未済額 8,947 万 7,668 円、こちらは滞納分といたしまして、翌年度に繰り越されるものでございます。

款 2 使用料及び手数料、項 1 手数料、国保税督促手数料としまして 23 万 7,800 円の収入でございます。

款 3 県支出金、項 1 県補助金、10 億 4,863 万 7,198 円の収入でございます。こちらは市町村が支払う保険給付費等に要する費用に対しまして、全額交付される普通交付金と医療費の適正化に向けた取り組みや、生活習慣予防事業等の取り組みに応じて交付される特別交付金等となっております。

款 4 財産収入、項 1 財産運用収入、こちらは年度内に利息等運用益の収入がございませんでしたので、ゼロでございます。

款 5 繰入金、項 1 他会計繰入金 1 億 7 3 1 万 1, 8 7 7 円で前年度比 1. 2 % 減でございます。一般会計からの保険基盤安定繰入金が主なものでございます。

款 6、項 1 繰越金、平成 3 0 年度からの繰越金 1 億 6, 4 8 0 万 7, 6 9 6 円です。

款 7 諸収入、項 1 延滞金・加算金及び過料、延滞金としまして 7 6 万 4, 4 2 4 円を収入しております。項 2 受託事業収入、こちらは特定健診等個人の負担金でございまして 1 2 万 2, 0 0 0 円の収入でございます。項 3 雑入 8 1 3 万 3 9 0 円です。こちらは国保の資格喪失後の保険証使用に伴う医療費の返還分、それから平成 3 0 年度保険給付費等交付金の還付金です。国保連のほうから還付金として 7 7 2 万 2, 4 7 9 円、こういったものが収入となっております。

また、収入未済額 1 9 万 1, 7 2 8 円でございます。こちらにつきましては、過年度分といたしまして翌年度に返還を求めてまいるものでございます。

款 8 国庫支出金、項 2 国庫補助金、こちらはシステム整備関連の補助金として 1 2 万 4, 0 0 0 円を収入してございます。

歳入合計 1 7 億 4, 9 5 6 万 5, 1 4 7 円となっております。

続きまして、2 3 4 ページ、2 3 5 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、支出済額 5 1 5 万 7, 5 1 9 円となっております。こちらは通信運搬費委託料、そういったものが主な支出となっております。項 2 町税費、賦課徴収費としまして電算処理委託料等で 3 8 2 万 4 8 2 円の支出でございます。項 3 運営協議会費 5 万 8, 5 0 0 円、こちらにつきましては委員の報酬等でございます。

款 2 保険給付費、項 1 療養諸費、療養給付費、療養費等の支出で 8 億 9, 6 0 2 万 1, 7 2 5 円となりました。前年度比 3. 0 % の減となっております。項 2 高額療養費 1 億 2, 9 7 0 万 4, 3 5 8 円で、こちらは前年度比で 4. 3 % の減でございます。項 3 出産育児一時金 4 2 0 万 1, 6 8 0 円で、こちらは 1 0 件分の支出でございます。項 4 葬祭諸費 1 0 5 万円で 2 1 件の支出となっております。

款 3 国民健康保険事業費納付金、こちらでございますが、市町村の被保険者数、所得水準、医療費水準等を加味した上で、県から示された金額を納めるものでござ

います。5億1,589万9,881円で、前年度比で7.3%の増となっております。項1医療給付費が3億4,212万2,254円、項2後期高齢者支援金等で1億2,192万7,990円、項3介護納付金5,184万9,637円でございます。

款4保健事業費、項1特定健康診査等事業費874万2,844円で、こちらは特定健康診査等の事業費でございます。対象者2,502人に対しまして、受診者1,231人、受診率49.2%でございます。項2保健事業費1,401万7,888円で、こちらは保健指導を行う職員の賃金と人間ドックの補助金等となっております。

款5諸支出金、項1償還金及び還付加算金1,048万9,319円の支出でございます。こちらは国庫負担金の返還金等でございます。

款6、項1基金積立金1億円を国民健康保険支払準備基金へ積み立てております。

款7、項1予備費ですが、こちらは一般管理経費へ26万7,000円、葬祭給付経費へ5万円ほど充当をしておるところでございます。

歳出合計ですが、16億8,916万4,196円となっております。

256ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。

まず、1、歳入総額17億4,956万5,000円、2、歳出総額16億8,916万4,000円、3、歳入歳出差引額6,040万円、4の翌年度に繰り越すべき財源はございません。5の実質収支額が6,040万円となります。6の自治法の規定による基金繰入れはございませんので、この実質収支額、これが令和2年度への繰り越しとなります。

説明につきましては以上でございます。ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第18 議案第74号 令和元年度御代田町介護保険事業勘定

特別会計歳入歳出決算の認定について―――

○議長（五味高明君） 日程第18 議案第74号 令和元年度御代田町介護保険事業勘

定特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。阿部保健福祉課長。

(保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇)

○保健福祉課長(阿部晃彦君) それでは、議案書の65ページ、お願いをいたします。

議案第74号 令和元年度御代田町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和元年度御代田町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算を別紙、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

令和2年9月4日 提出

御代田町長 小園拓志

決算書の258ページ、259ページをお願いいたします。歳入歳出決算書・款項別集計表でございます。

まず、歳入でございます。

款1保険料、項1介護保険料、収入済額2億3,240万6,554円で前年度比1.4%の増でございます。普通徴収の現年度徴収率89.3%となっております。収入未済額576万7,450円、こちらは滞納分としまして翌年度に繰越しとなっております。

款2分担金及び負担金、項1負担金798万6,839円で前年度比11.6%の増でございます。こちらは介護予防事業の利用者負担金でございます。収入未済となっております6万3,067円につきましては、翌年度に繰り越して納入を求めてまいります。

款3使用料及び手数料、項1手数料、督促手数料としまして5万8,800円の収入でございます。

款4国庫支出金、項1国庫補助金1億6,960万7,000円で前年度比0.2%の減となりました。こちらは介護給付費負担金でございます。項2国庫補助金5,922万7,106円で前年度比7.6%の減でございます。調整交付金、それから地域支援事業交付金、保険者機能強化推進交付金などとなっております。

款5、項1支払基金交付金2億5,863万5,000円で前年度比5.7%の減となりました。こちらは介護給付費交付金と地域支援事業交付金でございます。

款 6 県支出金、項 1 県負担金、こちらは介護給付費県負担金で 1 億 3,634 万 4,336 円、前年度比で 4.6%の減でございます。項 2 県補助金 1,085 万 352 円で前年度比 0.5%の減でございます。こちらは地域支援事業交付金となっております。

款 7 財産収入、項 1 財産運用収入、基金の利子としまして 85 円の収入がございました。

款 8 繰入金、項 1 他会計繰入金 1 億 4,927 万 2,776 円で前年度比 4.7%の増でございます。一般会計から介護給付費、地域支援事業等への繰入れとなっております。項 2 基金繰入金 566 万 6,000 円、こちらは介護保険基金から繰入れを行っております。

款 9、項 1 繰越金、こちらは平成 30 年度からの繰越金で 3,571 万 1,664 円でございます。

款 10 諸収入、項 1 延滞金・加算金及び過料、延滞金としまして 12 万 2,270 円を収入してございます。項 2 サービス収入 231 万 50 円で、こちらは居宅介護予防支援サービス計画費の収入となっております。項 3 雑入については、収入はございません。

歳入合計で 10 億 6,819 万 8,832 円となっております。

続いて、260 ページ、261 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款 1、項 1 総務費、支出済額 1,553 万 569 円で前年度比 16.3%の増でございました。主な支出は、電算処理委託料、佐久広域連合介護認定審査会の負担金等となっております。

款 2、項 1 保険給付費 9 億 3,381 万 7,199 円で、前年度比で 0.2%の減でございました。

款 3 地域支援事業費、項 1 包括的支援事業・任意事業費 4,391 万 6,168 円で前年度比 4.6%の増でございます。こちらは地域包括支援センターの運営経費、それから配食サービス等任意事業経費の支出となっております。項 2 介護予防生活習慣サービス事業費 4,005 万 5 円で、前年度比で 3.1%の増でございます。生活支援サービス等の増が主な増加の要因となっております。項 3 一般介護予防事業 141 万 8,945 円で前年度比 15.1%の減でございます。こちらは介護予防普

及啓発事業としまして、介護予防教室、生活サポーター養成事業等の経費となっております。

款 4、項 1 基金積立金の積立はございません。

款 5、項 1 諸支出金 1,466 万 7,899 円、こちらは国・県への返還金等となっております。

款 6、項 1 予備費、支出はございません。

歳出合計で 10 億 4,940 万 785 円となっております。

284 ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。

1、歳入総額 10 億 6,819 万 8,000 円、2、歳出総額 10 億 4,940 万 785 円、3、歳入歳出差引額 1,879 万 8,000 円、4、翌年度へ繰り越すべき財源、こちらはございません。5、実質収支額 1,879 万 8,000 円でございます。6 の基金繰入れはございませんので、実質収支額がそのまま令和 2 年度への繰越しとなります。

説明につきましては以上です。ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

――― 日程第 19 議案第 75 号 令和元年度御代田町後期高齢者

医療特別会計歳入歳出決算の認定について―――

○議長（五味高明君） 日程第 19 議案第 75 号 令和元年度御代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。阿部保健福祉課長。

（保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇）

○保健福祉課長（阿部晃彦君） 議案書 66 ページ、お願いをいたします。

議案第 75 号 令和元年度御代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和元年度御代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するもので

ございます。

令和2年9月4日 提出

御代田町長 小園拓志

それでは、決算書の286ページ、287ページをお願いいたします。歳入歳出決算書・款項別集計表でございます。

歳入でございます。

款1、項1後期高齢者医療保険料、収入済額1億2,690万5,400円で、前年度比で13.2%の増となりました。普通徴収の現年度徴収率97.4%でございます。収入未済額195万300円につきましては、滞納分としまして翌年度への繰越しとなります。

款2使用料及び手数料、項1手数料、督促手数料としまして2万6,700円の収入でございます。

款3繰入金、項1一般会計繰入金3,620万604円で前年度比3.4%の減となっております。事務費、保険基盤安定、保険事業費、そういったものに対する繰入れでございます。

款4、項1繰越金、こちらは平成30年度からの繰越金で72万5,564円でございます。

款5諸収入、項1延滞金・加算金及び過料、こちらは8万3,700円の延滞金収入となっております。項2償還金及び還付加算金3,300円で、こちらは保険料の還付加算金となっております。項3雑入260万5,580円で健診事業費、広域連合支出金、それから人間ドックに対する特別調整交付金となっております。

歳入合計で1億6,655万848円となりました。

続いて、288ページ、289ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1総務費、項1総務管理費、支出済額で172万2,077円、前年度比で5.0%の減となっております。電算処理委託料、通信運搬費が主な支出でございます。項2徴収費、賦課徴収経費としまして32万8,352円の支出です。こちらは印刷製本費や通信運搬費が主な支出となっております。

款2、項1後期高齢者広域連合納付金1億6,085万7,961円で、前年度比で10.1%の増でございます。保険料等負担金、それから保険基盤安定負担金と

なっております。

款 3 保険事業費、項 1 健診事業費 1 9 3 万 1, 8 2 3 円で前年度比 3. 4 % の増でございます。後期高齢者の健診委託料となっております。対象者 1, 8 2 4 人、受診者 2 6 4 人で受診率 1 4. 5 % となっております。項 2 保健事業費 1 4 1 万 5, 0 0 0 円で前年度比 0. 7 % の減となりました。こちらは人間ドックに対します補助金でございます。

款 4 諸支出金、項 1 償還金及び還付加算金 3, 3 0 0 円で、保険料の還付加算金の支出となっております。

款 5、項 1 予備費は、支出はございません。

歳出合計で 1 億 6, 6 2 5 万 8, 5 1 3 円となっております。

3 0 0 ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。

1、歳入総額 1 億 6, 6 5 5 万円、2、歳出総額 1 億 6, 6 2 5 万 8, 0 0 0 円、3、歳入歳出差引額 2 9 万 2, 0 0 0 円、4、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。5、実質収支額 2 9 万 2, 0 0 0 円、6 の基金繰入れはございませんので、この実質収支額が令和 2 年度への繰越しとなります。

説明につきましては以上でございます。ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

――― 日程第 2 0 議案第 7 6 号 令和元年度御代田町住宅新築資金等

貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について―――

○議長（五味高明君） 日程第 2 0 議案第 7 6 号 令和元年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） 議案書 6 7 ページ、お願いいたします。

議案第 7 6 号 令和元年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明いたします。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和元年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算を別紙、監査委員の意見を付して議会の認定を付するものでございます。

令和2年9月4日 提出

御代田町長 小園拓志

別冊、決算書の302ページ、303ページをご覧ください。歳入歳出決算書・款項別の集計表です。

歳入でございます。

款1 県支出金、項1 県補助金、収入済額6万6,000円は償還推進事業費に対する4分の3の県補助金でございます。

款3 繰越金、項1 繰越金、収入済額2,946円は前年度の繰越額でございます。

款4 諸収入、項1 貸付金収入、項2 延滞金・加算金及び過料はございませんでした。

したがいまして、収入合計は、収入済額523万6,814円でございます。

次の304ページ、305ページをご覧ください。

支出でございます。

款1 土木費、項1 住宅費、支出済額487万1,942円は一般会計への繰出しでございます。

款2 公債費、項1 公債費、支出済額29万1,546円は起債の元金利息の償還でございます。

したがいまして、歳出合計は516万3,488円です。

次の306ページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額7万3,326円です。

312ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書、1、歳入合計は523万6,000円です。2、歳出合計は516万3,000円、3の歳入歳出差引額は7万3,000円です。4番の翌年度へ繰り越すべき財源はございません。5番の実質収支は、7万3,000円を令和2年度へ繰り越しいたします。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。市村議員。

○13番（市村千恵子君） 議席番号13番、市村千恵子です。

住宅新築資金の会計自体が国への償還が終了ということで、この31年度で償還が終わり、滞納者の償還を、返済を頂くという状況だと思うんですけども、この31年度決算において滞納件数、それから滞納額、この間、返済されていない場合に一般会計からの繰入れをしてきているわけですけども、その繰入れの総額についてお願いします。

それで、令和元年度末で国への償還は終了になっているわけですけど、この間、滞納者から引き続き返済をしていただいているわけですけども、現在の返済状況はどのようになっているのか、その点についてお願いします。

○議長（五味高明君） 金井建設水道課長。

○建設水道課長（金井英明君） 滞納件数、滞納額についてお答えいたします。

令和2年9月1日現在の滞納件数及び滞納額は、宅地取得資金が15件で5,867万6,657円、住宅改築資金が3件で485万9,257円、住宅新築資金は15件で9,923万7,640円、全体では滞納件数は33件、滞納額は1億6,277万3,554円でございます。

また、一般会計からの繰入れでございます。昭和47年から令和元年度までの総額で2億3,941万9,053円となっております。償還につきましては、本年3月で公債費の償還が終了しておりますので、今年度予算については一般会計からの繰入金は計上しておりません。

続きまして、現在の償還状況でございます。住宅資金等の貸付けについては本年7月で最終納期を迎え、現在は新たな調定は発生しておりません。現在の償還状況は、2名の方が不定期ではありますが、納付いただいている状況でございます。

以上です。

○議長（五味高明君） 市村議員。

○13番（市村千恵子君） 現在、2名の方がということなんですけれども、滞納件数は33件、ちょっと何名というふうにはならないですかね。滞納件数が33件だけでも、人数というのはちょっとすぐには出ないんですか。

○議長（五味高明君） 金井建設水道課長。

○建設水道課長（金井英明君） 滞納件数 33 件の中にこの 2 名の方も含まれておりまして、33 件同じです。

○議長（五味高明君） 市村議員。

○13 番（市村千恵子君） 引き続き、その 33 件のうちの 2 名の方には納付をやっているわけですが、そのほかの部分についてはなかなか返済が難しいという状況にあるということですか。

○議長（五味高明君） 金井建設水道課長。

○建設水道課長（金井英明君） 現在、契約書とか不動産登記関係の調査を進めておりまして、その調査の整理がついたところでまたどうしようかということは検討していきたいというふうに思っております。

○議長（五味高明君） 市村議員。

○13 番（市村千恵子君） 終わります。

○議長（五味高明君） そのほか質疑のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第 21 議案第 77 号 令和元年度御代田町公共下水道事業

特別会計歳入歳出決算の認定について―――

○議長（五味高明君） 日程第 21 議案第 77 号 令和元年度御代田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） 議案書 68 ページをお願いいたします。

議案第 77 号 令和元年度御代田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明いたします。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和元年度御代田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙、監査委員の意見を付して議会の認定を受けるものがございます。

令和 2 年 9 月 4 日 提出

御代田町長 小園拓志

別冊 3 1 4 ページ、3 1 5 ページの決算書をお開きください。歳入歳出決算・款
項別集計表でございます。

歳入でございます。

款 1 分担金及び負担金、項 1 負担金、収入済額 1, 6 6 2 万 8, 0 0 0 円は受益者
負担金・分担金でございます。

款 2 使用料及び手数料、項 1 使用料、収入済額 3 億 9 8 8 万 7, 1 5 7 円は下水
道使用料でございます。項 2 手数料、収入済額 2 8 万 1 0 0 円は督促手数料、指定
工事店の申請手数料でございます。

款 3 国庫支出金、項 1 国庫補助金、収入済額 2, 0 3 0 万円は、社会資本整備交
付金事業で実施いたしました下水道管の本管工事に対するもので、補助率は 5 0 %
でございます。

款 4 繰入金、項 1 他会計繰入金、収入済額 2 億 7 4 3 万 6, 0 0 0 円、こちらは
一般会計からの繰入れでございます。

款 6 諸収入、項 1 延滞金・加算金及び過料、収入済額 4 4 万 5, 4 7 1 円は使用
料に対する延滞金でございます。項 2 雑入、収入済額 2 3 8 万 8, 2 0 0 円、こち
らは消費税の還付金でございます。

款 7 地方債、収入済額 1 億 9, 1 3 0 万円、こちらは管路整備に伴う事業債でご
ざいます。

したがいまして、収入合計は、収入済額 7 億 6, 0 2 1 万 7, 6 6 9 円ございま
す。

次の 3 1 6 ページ、3 1 7 ページをご覧ください。

歳出でございます。

款 1 土木費、項 1 都市計画費、支出済額 2 億 9 2 4 万 8, 5 3 3 円、こちらは処
理場の維持管理に関する経費並びに下水道本管整備や、新築に伴う公共ますの設置
工事が主なものでございます。

款 2 公債費、項 1 公債費、収入済額は 5 億 4, 7 6 0 万 4, 2 0 5 円、こちらは起
債の元金、利息の償還金でございます。

款 3 予備費、こちらの支出はございませんでした。

したがいまして、歳出合計は、支出済額 7 億 5, 6 8 5 万 2, 7 3 8 円です。

次の 3 1 8 ページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額 3 3 6 万 4 , 9 3 1 円となります。

3 3 0 ページをお願いいたします。実質収支に関する調書です。

1 番、収入総額は 7 億 6 , 2 1 7 円です。2 番、歳出総額は 7 億 5 , 6 8 5 万 2 , 0 0 0 円、3 番、歳入歳出差引額は 3 3 6 万 4 , 0 0 0 円、4 番の翌年度へ繰り越すべき財源として、(2) 繰越明許費、繰越額は 7 0 万円でございます。5 番、実質収支は、2 6 6 万 4 , 0 0 0 円となり、こちらは令和 2 年度へ繰越しをいたします。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

――― 日程第 2 2 議案第 7 8 号 令和元年度御代田町農業集落

排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について―――

○議長（五味高明君） 日程第 2 2 議案第 7 8 号 令和元年度御代田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） 議案書 6 9 ページをお願いいたします。

議案第 7 8 号 令和元年度御代田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明いたします。

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和元年度御代田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を別紙、監査委員の意見を付して議会の認定に付するもの
でございます。

令和 2 年 9 月 4 日 提出

御代田町長 小園拓志

別冊の決算書 3 3 2 ページ、3 3 3 ページをお願いいたします。歳入歳出決算・
款項別集計表でございます。

歳入でございます。

款 1 分担金及び負担金、項 1 分担金、収入済額 4 万 8 0 4 円、こちらは草越・広戸事業組合から受益者分担金として修繕費の 7 % 分を計上しております。

款 2 使用料及び手数料、項 1 使用料、収入済額 7 9 5 万 7, 2 0 8 円、こちらは下水道の使用料でございます。項 2 手数料、収入済額 3, 8 0 0 円は督促手数料でございます。

款 3 繰入金、項 1 他会計繰入金、収入済額 2, 0 0 9 万 7, 0 0 0 円、こちらは一般会計からの繰入れでございます。

款 4 繰越金、項 1 繰越金、収入済額 9 4 万 9, 1 9 6 円、前年度からの繰越しでございます。

款 5 諸収入、項 1 延滞金・加算金及び過料、収入済額 5, 8 0 0 円は延滞金でございます。項 2 の雑入はございませんでした。

したがって、歳入合計は、収入済額 2, 9 0 5 万 3, 8 0 8 円でございます。

次の 3 3 4 ページ、3 3 5 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款 1 農林水産業費、項 1 農地費、支出済額 9 4 8 万 6, 6 1 5 円、こちらは処理場の保守管理委託料と光熱水費が主なものでございます。

款 2 公債費、項 1 公債費、支出済額 1, 7 3 7 万 2, 7 9 4 円、こちらは起債の元金利息への償還でございます。

予備費の支出はございませんでした。

したがって、歳出合計は 2, 6 8 5 万 9, 4 0 9 円でございます。

次の 3 3 6 ページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額 2 1 9 万 4, 3 9 9 円となりました。

3 4 2 ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書、1 番、歳入総額は 2, 9 0 5 万 3, 0 0 0 円、2 番、歳出総額は 2, 6 8 5 万 9, 0 0 0 円、3 番、歳入歳出差引額は 2 1 9 万 4, 0 0 0 円、4 番の翌年度へ繰り越すべき財源はございません。5 番、実質収支額は 2 1 9 万 4, 0 0 0 円を令和 2 年度へ繰越しをいたします。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第23 議案第79号 令和元年度御代田町個別排水処理

施設整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について―――

○議長(五味高明君) 日程第23 議案第79号 令和元年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。金井建設水道課長。

(建設水道課長 金井英明君 登壇)

○建設水道課長(金井英明君) 議案書70ページをお願いいたします。

議案第79号 令和元年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明いたします。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和元年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計歳入歳出決算を別紙、監査委員の意見を付して議会の認定に付するものでございます。

令和2年9月4日 提出

御代田町長 小園拓志

別冊決算書の344ページ、345ページをお願いいたします。歳入歳出決算書・款項別集計表でございます。

歳入でございます。

款1 使用料及び手数料、項1 使用料、収入済額534万9,496円、こちらは合併浄化槽施設の使用料で97基分でございます。項2 手数料、収入済額は2,000円で督促手数料でございます。

款2 繰入金、項1 他会計繰入金、収入済額664万5,000円、こちらは一般会計からの繰入れでございます。

款3 繰越金、項1 繰越金、収入済額11万7,968円、こちらは前年度からの繰越しでございます。

款4 諸収入、項1 延滞金・加算金及び過料はございませんでした。

したがって、歳入合計は1,211万4,464円となりました。

次の346ページ、347ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款 1 衛生費、項 1 保健衛生費、支出済額 4 7 8 万 8, 9 9 8 円、こちらは保守管理委託料が主なものでございます。

款 2 公債費、項 1 公債費、支出済額 5 9 0 万 8, 8 2 8 円、こちらは起債の元金・利息の償還金でございます。

款 3 予備費の支出はございませんでした。

したがいまして、歳出合計は 1, 0 6 9 万 7, 8 2 6 円となりました。

次の 3 4 8 ページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額 1 4 1 万 6, 6 3 8 円となります。

3 5 4 ページをお願いいたします。実質収支に関する調書です。

1 番、歳入総額 1, 2 1 1 万 4, 0 0 0 円、2 番、歳出総額 1, 0 6 9 万 7, 0 0 0 円、3 番、歳入歳出差引額 1 4 1 万 6, 0 0 0 円、4 番、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。5 番、実質収支額は 1 4 1 万 6, 0 0 0 円、こちらは令和 2 年度へ繰越しをいたします。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

この際、暫時休憩とします。

（午後 2 時 5 8 分）

（休 憩）

（午後 3 時 1 3 分）

○議長（五味高明君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

会議規則第 9 条第 2 項の規定により、本日の会議時間は議事の都合であらかじめこれを延長します。

――― 日程第 2 4 議案第 8 0 号 令和元年度御代田小沼水道事業会計

歳入歳出決算の認定について―――

○議長（五味高明君） 日程第 2 4 議案第 8 0 号 令和元年度御代田小沼水道事業会計

歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金井建設水道課長。

(建設水道課長 金井英明君 登壇)

○建設水道課長(金井英明君) 議案書71ページをお願いいたします。

議案第80号 令和元年度御代田小沼水道事業会計歳入歳出決算の認定について説明いたします。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和元年度御代田小沼水道事業会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付するものでございます。

決算書は、別冊のとおりでございます。

お手元の別紙、資料番号5の令和元年度御代田小沼水道事業決算状況で説明させていただきます。

別冊、資料番号5をご覧ください。

それでは、こちら2番の経営成績と3番の資金収支状況は、消費税込みの当初予算額及び決算額を記載しております。達成率は、当初予算額に対する決算額の比率となっております。

それでは、1番の給水業務から説明してまいります。

期首給水件数3,424戸に対しまして、期末の給水件数3,507戸。期中の増減額は83戸の増加でございました。

年間有収水量は77万7,796 m^3 で、前年度比0.6%の減少でございました。

続きまして、2番の経営成績についてです。

①営業収益の1億7,136万5,127円。こちらは、主たる営業活動から生じる収益で、水道使用料、消火栓管理料が主なものでございます。

②営業費用の1億4,797万3,167円。こちらは、主たる営業活動から生じる費用で、人件費、受水費、光熱水費、修繕費、検針委託料が主なものでございます。

③の営業利益は、営業収益と営業費用の収支で2,339万1,960円でございます。

④営業外収益の2,004万2,003円。こちらは、基金積立利息、現箇所客補

助金相当額などが主なものでございます。

⑤営業外費用 1,193万3,964円。こちらは、企業債利息が主なものでございます。

6番の経常利益 3,149万9,999円。こちらは、営業利益に営業外収益と営業外費用の収支を加えたものでございます。

7番、特別利益、8番の特別損益はございませんでした。

したがって、9番の当期純利益は、6番の経常利益に7番の特別利益と8番の特別損益の収支を加えたもので3,149万9,999円でございます。

以上の経営成績を受けまして、当年度の資金状況は、3番の資金収支状況の記載のとおりでございます。①の経常収入 1億7,922万5,621円は、給水費、給水設計審査手数料などでございます。

②の経常支出の 1億66万1,089円。上水給水費は、浅麓水道企業団からの受水費、企業債取扱い諸費などでございます。

③の経常収支差額は7,856万4,532円のプラスでございます。

④の支出的収入の 1,160万40円。こちらは、新築等に伴う新規加入金でございます。

⑤の資本的支出の 7,872万3,623円は、建設改良費、企業償還金等でございます。

6番、資本的収支の差額は、マイナス6,712万3,583円でございます。

したがって、資本的収支はマイナスとなりましたが、営業活動で得た経常収支のプラスの資金があるため、全体の資金収支はプラスの 1,144万949円でございます。

以上のとおり、御代田小沼水道事業の決算概況を説明いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

以上をもちまして、令和元年度一般会計及び特別会計並びに公営企業会計歳入歳出決算の認定について、提案理由の説明を終わります。

監査委員より監査意見書が提出されております。監査委員より報告を求めます。
泉代表監査委員。

(代表監査委員 泉喜久男君 登壇)

○代表監査委員(泉喜久男君) ちょっと老齡のためか、マスクしたまましゃべると息苦しいものですから、ちょっと外させていただきます。

代表監査委員の泉でございます。監査委員を代表して令和元年度決算審査の結果をここにご報告させていただきます。

私ども監査委員は、地方自治法第233条第2項及び地方自治法第241条第5項の規定によって、町長より審査にされました令和元年度御代田町一般会計及び9つの特別会計の歳入歳出決算審査、並びに令和元年度定額基金運用状況に関する関係書類の審査を実施いたしました。

審査意見書は、御代田町歳入歳出決算審査意見書及び定額基金運用状況審査意見書としてお手元に配付させていただいております。

決算審査意見書は、第1、審査の概要、第2、審査の結果、第3、決算概況、第4、審査についての所見と、この4つから構成されております。

第3の決算概況につきましては、先ほど理事者側より詳細な説明が行われておりますので、この部分は省略させていただき、第1、第2、第4についてご報告させていただきますことをご了承ください。

なお、定額基金運用状況についても、決算審査に準じて審査を行いその運用と管理は適切と判断いたしましたので、同基金の意見書をご参照いただきたいと存じます。

第1に、決算審査の概要であります。まず、令和元年度御代田町歳入歳出決算審査の対象は、御代田町一般会計及び9つの特別会計の歳入歳出決算書及び関係帳簿、並びに証書類で、決算事項明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書が含まれております。特別会計の詳細は、決算審査意見書の最終ページの別表に記載してございます。

これらの審査対象について、第1次的には、去る7月20日から7月22日に事務局による予備審査を行いました。その後、7月27日から8月7日まで、私と議会選出の小井土監査委員による本審査を行いました。

この審査にあたりましては、歳入歳出決算書及び同附属書類について、1、これ

ら決算書は法令に準拠して作成されているか。2、決算書等の計数は正確であるか。3、予算の執行は議会の議決の趣旨に沿って適正かつ効率的になされているか。4、歳入歳出に関する事務は、法令に適合し、適正になされているか。5、財産の管理は適正になされているか、等々の諸点に意を用い、関係諸帳簿及び証書類を試査により照合することといたしました。

さらに、決算関連資料の提出を求め、関係者の説明をも聴取し、必要に応じ預金証書等証券類の実査や金融機関への残高確認を行いました。

なお、定期監査及び例月現金出納検査の結果をも併せ考慮し、審査をいたしたところであります。

第2は、審査の結果であります。ただいま申し上げた審査手続の結果、一般会計及び特別会計の歳入歳出決算については、次のとおり決算書等は正確かつ適正に作成されておりました。

事務の執行についても、おおむね適正に処理されていると認めました。

すなわち、第1に決算書の法令順守と正確性であります。審査に付された一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書並びに関係書類は、いずれも法令に準拠して作成されており、その計数も正確であると認められました。

第2は、予算及び事務の執行状況です。予算及び事務の執行並びに財産の管理など、財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されているものと認められました。

また、各基金の運用状況を示す書類の計数についても、関係諸帳簿及び証拠書類等の称号結果も符合しており、いずれも誤りがないものと認められました。

なお、町長より審査に付されました地方自治法241条の定めによる運用目的の御代田町土地開発基金及び収入印紙等購入基金につきましても、所定の監査手続により、その運用と管理は適切であると認めましたことを改めて申し添えます。

以上が、決算審査の概要と結果についてのご報告であります。

さて、決算審査等を行いました課程での、私ども監査委員の全般的所見を述べさせていただきますこととなりますが、先日幹部職員を対象に行いました決算審査講評を準用し、これに代えさせていただきますことをご了承ください。

なお、来年のことではありますが、課ごとの個別の疑問や問題点については、その都度ご注意申し上げており、その後改善された事例も少なくないところであります。

す。

講評の第1は、請求書の金額訂正です。職員の皆さんが日々作成する帳票類の一部訂正については、昨年度の決算審査講評で申し上げたところでもあります。期中の出納検査の過程で、外部からの請求書の合計金額、いわゆる請求総額が訂正したものがありません。一般の商業実務では請求額や領収額、さらには小切手の額面を訂正することはありません。このような請求書等が出てきたら、第1次受付者は持参人等に対し、正当額が記載された請求書等の再提出を求めるべきではないでしょうか。

このような金額訂正の可否については、財務会計の研修でも合計金額の訂正は不可であることを説明されていたはずですが、町の財務規則第8条に、帳票類の訂正等としていろいろな定めがあります。国の会計法令でも、古い大蔵省令で明確に定めています。

大正11年の例ですけれども、会計法規に基づく出納計算の数字及び記載事項に訂正に関する件という大蔵省令がございます。以下に記載してございますが、読み上げは省略しますが、特に第2項のただし書き、下から2行の文。「ただし、金銭または物品の授受に関する諸調書の数字は、これが訂正をなすことを得ず」と記載されています。金銭の授受に関する書類としては、請求書と領収書が該当しています。つまり、請求書等の金額は訂正できないと定められています。請求書の合計金額は、ただいま申し上げたように法令でも禁止されています。金額を訂正する必要がある場合は、面倒でも書類をつくり直してもらうのが適正な会計処理であります。

不正防止のためにも、訂正は認めないということにするべきである旨を、職員の皆様に申し上げたところでもあります。

2番目は、小切手帳と銀行取引印の扱いについてであります。

会計管理者に小切手帳と銀行取引印の保管について尋ねました。答えは、いずれも会計管理者であり、保管にあたっては適当な箱や印章箱に入れており、執務終了後は金庫内にある金庫に入れているとのことでした。

会計管理者は、会計業務については全庁的な統括者の立場にあることから、小切手帳と銀行取引印の保管については、模範的に内部牽制に意を払う必要があります。このことから、小切手発行事務の安全性の面から、小切手帳の保管責任者と銀行取引印保管責任者は別人にするのが基本であります。

なお、執務中に恣意的に席を離れる場合にも、簡易な施錠ができるようにすることも必要ではないでしょうか。

流動性のある公金は、一部の現金を除き、当座預金や普通預金として管理されています。当座預金に係る小切手についての留意事項はただいま申し上げたとおりですが、普通預金についても通帳の保管業務と銀行取引印の保管者とは別人が担任し、内部牽制の面から遺漏のないようにすることが重要ではないでしょうか。

最近、印鑑から電子証明へと言われていますが、当面は判こ社会が続くのではないのでしょうか。印鑑の管理に注意が必要であることについては、過去にも再三申し上げましたが、町内で最も大切な印鑑は町長印です。町長印は、皆様もお持ちのいわゆる実印に相当するものです。町長印の押印は、押印管理規定があるというルールがありますが、このルールに従って管理されているのでしょうか。ここに、再度注意を喚起いたしました。

ちなみに、先ほど個別の問題についてご注意申し上げたと言いましたが、現在は会計管理者は印鑑は管理していますが、小切手帳は係長が管理するというふうに改善がなされております。

次は、金庫室の管理についてです。

会計課の金庫室への入室カードについて確認したことがあります。当時、会計課職員は4名でしたので、4名全員で金庫室のカードキーを持っていた。金庫室の中の金庫のキーは会計管理者と会計係長2名とのことでした。風水害等により、出勤が遅れ金庫が開錠できずに業務に支障のないように、金庫の鍵の所有者は同一方向に居住する者でないように配慮することも必要であると、念のため申し上げました。

なお、最近、現預金や重要書類を保管する金庫室の出入口と金庫室内部に防犯カメラを設置することは、危機管理の常識であることにも留意するよう要望しました。

このことは、現金出納検査の際に申し上げましたが、会計課のみならず、マスターキーの保管管理はどのようになっているか。重要書類の保管室の出入りや室内の防犯対策は十分か等々、あらゆる分野での危機管理について検討が必要ではないでしょうか。

なお、町民の行動をも撮影する防犯カメラの設置には、松本市の例を見るまでもなく、多方面からの検討が必要であります。市内限りの防犯カメラの設置については時代の流れからも前向きに検討されるべきであると申し上げたところであります。

す。

第4は担当業務のローテーションに関するものです。

出納検査の過程で、会計課内の担当業務を定期的に行っているか否かについて、会計課長を兼務する会計管理者に質問を行いました。この春に会計管理者は着任し、一年以内になるので、会計課の担任についても何らかの対応を考えたいとのことでありました。実際には、先ほど4名と言いましたが3名になりましたので、ちょっとそのローテーションについては、実際には現在まだ行われていません。課内の担任業務変更は、関係者の職務経験の幅を広げることにもなり、課内のローテーションは会計課に限らず必要なことではないでしょうか。また、近時のおける近隣市町村の現金に関する不祥事の多くは、信頼できる人物と考え、長期にわたり金銭業務を任せてきたことが大きな要因の一つである旨の後追い説明をされております。

事前の内部牽制については、管理者が日々配意すべきではないでしょうか。

平成29年地方自治法が改正され、都道府県知事及び指定都市の市長にはリスク管理システムとしての内部統制システムに関する方針を策定し、それに基づき必要な体制を整備する義務が課せられるに至りました。その余の市町村長は、努力義務とされていますが、これを無視してよいわけではありません。管理者の皆さんには、日々の業務を通じて、できる範囲での内部統制の基本である内部牽制に配意していただきたいことを要望しました。

内部牽制、いわゆる一人任せにしないということでございます。

第5は、総務課に関することについて申し上げました。総務課は何でも屋、総務は雑用係と昔から言われてきました。よく言われても、縁の下の力持ちでしたが、しかし最近ではスタッフ業務のみならず情報管理業務のように専門的かつライン的な業務も担っており、第一線の組織として注目されています。

このため、日々の研さんと新しい知識と、技術にも対応することが求められています。総務課の仕事内容も、情報化社会の発展からハード、ソフトの外部環境の変化に著しいものがあり、これに対応することが不可欠であり、課員全員のみならず異動による将来の総務課員も進取の気性を身につけられることを期待するものである旨を申し上げました。

とは言うものの、総務課は行政の要であり、法制執務基幹部門です。執務の基本である法制度については一段の配意が必要です。ちなみに、法令集の代表である有

斐閣の六法全書、俗に大六法と言いますが、その有無について質問したところ、平成8年度版以降は購入したことがないということでした。

エコーにある図書館では、毎年購入していますので、前年度版は譲り受け、課内で活用されたいかがかと申し上げました。最近では、インターネット、パソコンの普及によりハードでの法令等の確認をおろそかにする傾向があります。冊子等の法令集の活用は欠かせないことを、改めて見直すべきではないかと申し上げたところであります。

第6は、経営情報の収集、提供です。

民間企業で言う経営企画室に相当する町のセクションは企画財政課です。同課では、長期・短期の計画業務と年度予算の編成、さらには決算など町の根幹である財政諸業も担任しております。特に、地方自治の独立を言いながらも、町民に直接関係が少ない各種の上級機関への資料作成等の業務は増加し、年々事務量が増加するものの、限られた人員で幅広い職務をこなしております。

企画財政課の業務は、住民福祉の向上という面からは、具体的に町民の目に触れない業務ですが、町政運営の根幹となる長期計画の見直しなど、必要不可欠な任務を担任していることを自覚し、さらなる努力を傾注してもらいたいと思います。

なお、企画財政課は他課同様、多分に縦割り組織としての業務の特性がありますが、首長へのスタッフ部門としての役割も欠かせません。例えば、町には非正常債権、いわゆる不良債権が概算5億円近くあるようです。これらは、町民税、固定資産税等の租税のみならず、町営住宅家賃、保育料、上下水道料、その他各課に関わるものがあります。これらについても、定期的に縦割りを越えた総合的な情報収集を行い、上級関係者に情報提供すべきである旨を申し上げました。

第7は、単一性の原則について申し上げました。

企業会計の世界には、基本原則として企業会計原則というものがございます。その原則の1つは、単一性の原則があります。企業の財務諸表、決算報告書等です。その目的に応じて、形式清楚に差異があってもよいが、その基礎となる会計記録は単一、同一でなければならないとするものです。

平成元年度の公営企業会計としての御代田小沼水道の決算書が、前年と一部形式において変更が行われました。これまでの決算書の表題の次に、地方公営企業会計規則別表第10号様式から始まり、決算概況や損益計算書、貸借対照表は後半に掲

載されておりました。これは、県等への報告の形式でした。これに対し、内部報告資料としては、後半部分を前半に、前半にあった会計規則の所定書式を後半に入れ替えて作成されました。基礎データは同一ですが、目的に応じて変更したものです。県等への報告は従前同様とし、内部への報告書式は改正することは、会計の原則に何ら反するものではありません。

本件に限らず、いろいろ報告書類を目的に応じて分かりやすく変更することは、前向きに取り組むべきではないでしょうか。現に、町の決算の結果を家計になぞらえて町民に説明するようなことは、当町を含め多くの公共団体が実践しているところであります。

最後になってはありますが、頭のほうで9つと言いましたがちょっと1つ……、たしか9つ申し上げると言いましたが8つですので、その辺ちょっと訂正していただきたいと思っております。

最後に、職員の皆様に憲法の話を少々いたしました。監査と何の関係があるのかと疑念を持たれる職員もいたかもしれません。

さて、日本国憲法第65条で行政権は内閣に属すると定めています。このことから、国家公務員のみが行政官のようですが、憲法第94条では地方公共団体は行政を執行する権能を有しと定めており、このことから地方公共団体に奉職する職員もまた行政職であります。したがって、職員は行政の意義や特質についてアウトラインを認識しておく必要があるのではないのでしょうか。

最近では、公務員あるいは地方公務員と言われますが、かつては役人や官僚と言われました。今でも格式張って言えば行政官です。時には官僚とも言われています。行政官であり官僚である職員の皆さんの仕事の特性は、一般に不親切、尊大横柄、役人根性、しゃくし定規、繁文縟礼、法規万能主義、縄張り主義、権威主義、特権意識等々と言われております。

しかし、これらは町民サイドからの批判です。例えば、法規万能主義について言えば、町民に応じて臨機応変に対応し、同一条件にかかわらず税額等が変わってよいのでしょうか。法令等に従って画一的に対応することが、皆さんの職務ではないのでしょうか。

先に申し上げた批判項目の大部分は、公務員として遵守すべき事柄であります。もちろん、不親切とか尊大とか、さらには横柄とかの印象を与えないように努める

ことは当然であります。したがって、しゃくし定規や画一的から外れた融通を利かせ過ぎると、当然に我々監査委員から指摘することもありますので、留意をお願いすることを申し上げました。

以上、職員に対して申し上げた講評であります。これをもって監査委員としての決算審査の、先ほどの報告と講評を終えさせていただきたいと思っております。どうぞ清聴ありがとうございました。

○議長（五味高明君） 以上で、代表監査委員からの報告を終わります。

―――日程第25 議案第81号 令和2年度御代田町

一般会計補正予算案（第7号）について―――

○議長（五味高明君） 日程第25 議案第81号 令和2年度御代田町一般会計補正予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。荻原企画財政課長。

（企画財政課長 荻原春樹君 登壇）

○企画財政課長（荻原春樹君） それでは、議案書72ページをお開きください。

議案第81号 令和2年度御代田町一般会計補正予算案について。

地方自治法第218条第1項の規定により、令和2年度御代田町一般会計補正予算（第7号）を別冊のとおり提出する。

令和2年9月4日 提出

御代田町長 小園拓志

次の一般会計補正予算書1ページをお開きください。

令和2年度御代田町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億3,826万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ84億7,834万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の補正及び変更は、第2表地方債補正による。

続きまして、2 ページからの「第 1 表 歳入歳出予算の補正」につきましては、資料番号 3 でご説明をさせていただきます。

こちら、令和 2 年度一般会計補正予算の第 7 号の内容でございます。主なものを申し上げます。

初めに歳入です。款 1 0 項 1 地方特例交付金及び款 1 1 項 1 地方交付税。こちらにつきましては、それぞれ 4 0 6 万 9, 0 0 0 円の増。2 8 5 万 4, 0 0 0 円の減でございますが、こちら普通交付税算定確定により、それぞれ増減の補正をお願いしております。

款 1 5、庫支出金項 1 国庫負担金 7, 2 7 8 万 3, 0 0 0 円の増額です。こちら、令和元年台風 1 9 号災害に係る国庫負担金でございます。

項 2 国庫補助金 1 億 3, 6 0 5 万 4, 0 0 0 円の増額です。主なものといたしまして、コロナ対応の地方創生臨時交付金 1 億 2, 4 5 3 万 2, 0 0 0 円など計上をさせていただきます。

款 1 9 繰入金項 1 基金繰入金 1, 2 0 7 万 9, 0 0 0 円でございます。ふるさと創生基金繰入金でございます。昨年度のふるさと納税の金額等、決算確定により増額をしております。

款 2 2 項 1 町債 9 1 4 万 4, 0 0 0 円の増でございます。緊急浚渫推進事業債 3 6 0 万円です。こちら歳出の河川費のしゅんせつ事業に充ててございます。

消防債の緊急防災減災事業債 2 9 0 万円につきましては、防災倉庫設置に関わる事業債です。

臨時財政対策債 2 4 4 万 4, 0 0 0 円につきましては、普通交付税算定確定によりまして増額をお願いしております。

歳入合計 2 億 3, 8 2 6 万 6, 0 0 0 円となっております。

続きまして 2 ページです。

歳出、款 2 総務費、項 1 総務管理費 2 3 5 万 3, 0 0 0 円です。コロナの対策事業といたしまして、路線バス運行継続支援の給付金 5 0 万円。同じく、列車増便事業の負担金 1 5 8 万円増額をお願いしております。

款 3 民生費、項 1 社会福祉費 5 0 6 万 8, 0 0 0 円の増額です。こちら令和元年度の障害者自立支援給付費や障害者医療費国庫負担金の精算に伴います返還金として 7 2 万 8, 0 0 0 円、9 1 万 7, 0 0 0 円計上しております。

項2の児童福祉費612万3,000円でございます。主なものといたしますと、保育園、児童館のパートタイム会計年度任用職員の報酬をそれぞれ414万1,000円、33万9,000円増としております。

款6農林水産業費、項1の農業費2,303万5,000円の増額です。こちらもコロナ対策といたしまして、農業者向けみよたん給付金としまして2,000万円計上しております。

款7項1の商工費1,519万8,000円の増でございます。コロナ等によりまして中小企業の資金補償料負担金1,199万8,000円の増ということで、県と共同しての負担でございます。

また、事業者向けみよたん給付金1,000万円減額。実績に合わせまして減額をしております。

また、テイクアウト事業の応援補助金、8月末まで予定していたものを12月まで延長ということで1,320万円増額でございます。

款8土木費項3河川費360万円の増額です。町債の増額にもありましてとおり、令和2年度から6年度まで事業が新設されております河川の浚渫推進事業実施の経費であります。設計委託料として60万円、補修工事として300万円の計上です。

款9消防費、項1の消防費であります。こちらの内容は、防災倉庫299万8,000円。また、佐久広域連合の消防署費の負担金、こちらは減額の計上となっております。

次の3ページをお願いいたします。

款10教育費、項1教育総務費。こちらの内容であります。パソコンセットアップの手数料ということで、GIGAスクール構想に関わるセットアップの経費でございます。191万1,000円の増です。

また、項4の社会教育費385万1,000円でございます。こちらもコロナの対策の事業といたしまして、オンライン学習のWi-Fi設置工事としまして55万円。また、図書館の消毒器84万7,000円増額をお願いしております。

款11災害復旧費、項1の農林水産業施設災害復旧費7,495万7,000円の増でございます。令和元年度の台風第19号災害の復旧費で、詳細な設計の実施から増額をお願いしております。

款14の予備費1億1,255万3,000円の増とさせていただきまして、歳入

歳出調整をさせていただきました。

歳出総額 2 億 3,826 万 6,000 円でございます。

予算書にお戻りいただきまして、6 ページをお願いいたします。

第 2 表の地方債補正でございます。

初めに、追加になります。起債の目的は、緊急浚渫推進事業債限度額 360 万円の追加をさせていただきました。

また、変更といたしまして、起債の目的、農地農林漁業施設の災害復旧事業債の補正前限度額 3,060 万円を 170 万円増額いたしまして、限度額 3,230 万円に変更するものです。

続きまして、防災対策事業債です。こちらも限度額 1,260 万円を 140 万円減額、こちらはいたしまして、補正後の限度額 1,120 万円に変更いたします。

緊急防災減災事業債です。補正前の限度額 920 万円を 280 万円増額いたしまして、1,200 万円に変更するものであります。

最後に、臨時財政対策債、補正前の限度額 1 億 9,900 万円を 244 万 4,000 円増額いたしまして、2 億 144 万 4,000 円に変更するものでございます。

説明は以上です。ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。荻原議員。

○2 番（荻原謙一君） ページ、24 ページ、款 4 衛生費、項 2 清掃費、目 1 じんかい処理費の久保沢一般廃棄物最終処分場廃止基礎調査委託料が 88 万円と全額減額となっているが、その理由をお聞かせください。

○議長（五味高明君） 柳沢町民課長。

○町民課長（柳沢俊義君） それではお答えいたします。

減額の理由といたしましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、事業の年度内実施が難しくなったことが要因として挙げられます。

本業務は、県外の業者が多く手がけていることが多く、具体的には、県をまたいでの往来が困難になったこと、事業実施に必要な現場の打合せ、確認等ができなくなってしまったこと、また技術者が自宅勤務など支援事業に不可能になってしまっ

たことが主な理由でございます。

今後は、事態の状況を見ながら、適切なタイミングを見てこの最終処分場の廃止
手続を実施したいと考えております。

以上です。

○議長（五味高明君） 荻原委員。

○2番（荻原謙一君） 終わります。

○議長（五味高明君） ほかに。市村議員。

○13番（市村千恵子君） 議席番号13番、市村千恵子です。3点ほどお聞きしたいと
思います。

1点目ですけれども、23ページ、説明欄のところの款4衛生費、項1保健衛生
費、そして目、塵芥処理費のところですので、ごみ処理基本計画策定及び災害
廃棄物処理計画業務委託、これが311万4,000円減額となっているわけです
けれども、その減額の理由についてお願いしたいと思います。

続いて、25ページ、款6農林水産費、項1農業費、目3農業振興費の農業者向
けみよたん給付金2,000万円ということですが、町長の招集挨拶の中でも農
業向けということなんですけど、同じく10万円の、2,000万ですからあれ
ですか、200世帯ぐらいを予定しているのかなというふうに思うんですけど、そ
の点についてお願いしたいのと、それから26ページですけれども、同じく今度は
款7商工費、項1商工費の目1商工振興費の中の事業者向けみよたん給付金とい
うことで、9月30日まで申請期間があったように思うわけですが、この段階で、
先ほど企財課長の説明もあったわけですが、減額する理由と、それからその下
のテイクアウト事業応援補助金ということで、12月末までテイクアウトを延長す
るということですので、この1,320万円の歳出根拠についてお願いします。

○議長（五味高明君） 柳沢町民課長。

○町民課長（柳沢俊義君） それでは、私からはごみ処理基本計画の策定及び災害廃棄物
処理策定業務委託についての説明をいたします。

こちらは、8月5日に実施しました入札の結果によるものでございます。

入札には5社が選定いたしまして、うち1社が入札を辞退しております。

本業務は、最低制限価格の設定がされない事業でございましたので、入札の結果、
一番安価な業者と契約を締結したというのが理由となります。

以上です。

○議長（五味高明君） 大井産業経済課長。

○産業経済課長（大井政彦君） 産業経済課からは事業者向けみよたん給付金から説明いたします。

新型コロナ禍により、農業収入が減少している町内の農業者に対して、町独自に支援するために定額の給付金を支給することを目的としています。

給付金を受けることができる農業者は町内に事業所を有し、今年の農業所得を申告している者、農業収入が農産物販売金額等100万円以上の者、前年同期と比較して農業収入が減少している者の全ての要件を満たす個人農業者や農業法人としております。

寄附額には、事業者向けみよたん給付金と同様に1事業者当たり10万円でございます。

予算額の2,000万円の内容としましては、家計の収入の中で農業を主としている農家、農業法人を対象と考えておりまして、今年の農業収入が100万円以上の農業者数を参考に200件を見込みました。

続きまして、テイクアウト事業応援補助金1,320万円の算出根拠、それと事業者向けみよたん給付金1,000万円の減額の理由でございますが、両事業はともに5月中旬から開始していますが、テイクアウト事業のみよたんのお持ち帰り割引大作戦は、コロナ禍が終息されない中におきまして町民の皆様大変好評でありまして、現在14店舗で取り扱っていただき、事業期間を12月31日までの3か月継続延長することとしました。

今までの実績を見ますと、1か月当たり300万円ほどの支出状況でございます。12月分まで見込むと現予算の1,080万円から1,320万円不足となるため増額補正をお願いするものでございます。

事業者向けみよたん給付金は、対象業種を8業種から12業種に増やし、申請期間も9月30日まで2か月延長し、事業費を520事業所に絞り込んで5,200万円としていましたが、8月末時点では300の事業者から申請がございまして、現時点での支出額3,000万円であることから、今回1,000万円を減額し、テイクアウト事業のほうにも充てるよう予算組替えをお願いしているものでございます。

以上です。

○議長（五味高明君） 市村議員。

○13番（市村千恵子君） そうすると、事業者向けのみよたん給付金ですけど、8月末で300件ということで、この9月30日までの締め切りではそうは申請が大丈夫かなということの予算組替えですか。

○議長（五味高明君） 大井産業経済課長。

○産業経済課長（大井政彦君） そのとおりでございます。

○議長（五味高明君） 市村議員。

○13番（市村千恵子君） 終わります。

○議長（五味高明君） ほかに。井田議員。

○6番（井田理恵君） 失礼しました。6番、井田理恵です。

2点お願いします。補正予算書の11ページ、款16県支出金、目4農林水産業県補助金に、強い農業の担い手づくり総合支援事業交付金246万7,000円がありますけれども、昨年もこのようなものでありましたけれども、今年度の予定事業と交付率についてお願いします。

それからもう1点。補正予算書21ページ、款3民生費、目1やまゆり保育園費、保育所運営経費420万円増ということで、この時期の414万1,000円の人件費の増額ということですが、人的保育環境はこれによって不足はないでしょうか。状況で説明ができることがありましたらお願いします。

○議長（五味高明君） 大井産業経済課長。

○産業経済課長（大井政彦君） 強い農業担い手づくりの補正の内容でございます。それと交付率でございますが、この事業は地域の担い手に対し、農業用機械等の導入にあたり、事業費の一部を補助することで主体的経営展開を支援するものでございます。補助率は、10分の3以内としてございます。

先般、町内の農業法人が申請したところ、長野県で1件、追加採択となりました。事業内容は、54馬力のトラクター1台とローターリー1台、600Lのブームスプレーヤー1台の購入を計画しておりまして、事業費905万470円に対して所定の算式で246万7,000円を要望しております。

申請法人は、消費税の課税法人であるため、要望枠は仕入れに係る消費税額を控除したもので算出しております。

申請者が本年度の交付を希望したため、今回補正をお願いするものでございます。
以上です。

○議長（五味高明君） 柳沢町民課長。

○町民課長（柳沢俊義君） それではお答えいたします。

まず、今回の増額の理由が3点ございます。

まず、1点目ですが、見守りの必要な子供が在籍しているクラスがございます。
現在、1対1で保育士が対応しておりますことから、この保育士の報酬相当分となります。

2点目といたしまして、未満児におきまして年度途中の追加受入れを行うため、
必要な保育士の増員を行ったところでございます。

3点目ですが、正規職員1名が現在療養休暇中でございます。その職員に代わる
代替保育士への報酬となります。

今回の補正は、これら3つの事案に対することに対しまして適正に対応するため
に、人的環境を整えることが主な理由でございます。

このことによりまして、議員おっしゃるように不足はなくなると考えております。
今後、園の安全運営ができるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（五味高明君） 井田議員。

○6番（井田理恵君） 終わります。

○議長（五味高明君） そのほかに。池田るみ議員。

○5番（池田るみ君） 議席番号5番、池田るみです。2点についてお聞きします。

ページ、10ページ、款15国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助
金、説明欄の005、コロナ対応地方創生臨時交付金1億2,543万2,000円
についてなんですけれども、歳出で企画費などで財源変更などありますので、この
コロナ対応地方創生臨時交付金を充てた事業内容を伺います。

2点目ですけれども、15ページ、款12総務費、項1総務管理費、目6企画費、
説明欄の18050、ふるさと納税住民活動応援事業支援金113万円の内容をお
願います。

○議長（五味高明君） 荻原企画財政課長。

○企画財政課長（荻原春樹君） それでは、初めに10ページの国庫支出金のコロナ対応

地方創生臨時交付金 1 億 2,453 万 2,000 円の事業内容について、ご説明をさせていただきます。

地方創生臨時交付金の第 2 次交付分であります 1 億 7,771 万 1,000 円のうち、本日午前中にご説明をいたしました専決補正で計上いたしました、プレミアム付商品券事業に充てた 5,317 万 9,000 円の残り 1 億 2,453 万 2,000 円を今回補正するものであります。

今回の補正予算に新たに計上し、充当した事業といたしましては、消防費の災害時における感染防止機能を備えた避難所設置のための機材の整備、こちらのほうにまず充てております。また、総務費の町税費でスマートフォンによる使用料や税の納付システムの構築経費、また同じく総務費の路線バス事業の運行支援補助金、それと、先ほど出ておりました農林水産業費のコロナ禍の影響を受けて収入の減っている農業者の給付金事業など、今回計上いたしました事業は 5 事業ございます。

それに合わせまして、これまで補正予算計上済みであります医療機関への資器材整備の補助事業。また、第 1 次の臨時交付金を充当いたしました、みよたん生活応援金、事業者向けみよたん給付金、テイクアウト事業応援補助金、学校給食無償化事業にも充当するものとして、現在国に計画書を提出し、併せて今回補正計上をさせていただきます。

こちら第 1 次と第 2 次の交付金合計につきましては、2 億 5,137 万 6,000 円となっております。ただいま説明いたしました事業、合計 14 事業になります。総事業費 4 億 2,170 万円の事業に充当しております。

現在の全体的の充当率は、約 60% となっております。ということで、40% については町の一般財源充当をさせていただきます。

続きまして、15 ページの企画費のふるさと納税住民活動応援事業支援金の内容でございます。

ふるさと納税の現状については、返礼品を目当てとして寄附をされる方がいまだに多く、継続的に寄附をいただく方を増やすことが町では課題であると考えております。

そのため、ふるさと納税を原資といたしまして、住民のまちづくり活動を応援する補助制度を創設しました。この制度を創設することで、ふるさと納税の使途を事前に公表することにより、明確にいたしまして、寄附した方がまちづくりに関わっ

ていることを実感できるようなことで継続的な寄附者の増加を図ることが可能になると考えております。

このふるさと納税住民活動支援金については、町民から応募があった住民活動について、公共性、協調性、独創性、発展性また実現性、継続性があると認められた事業につきまして、ホームページ上に掲載し、ふるさと納税を集め、寄附額が補助額の2倍に達した段階で補助を行う事業となります。

ふるさと納税を原資とすることで、従来の補助よりも効率の補助といたしまして、住民主体のまちづくり活動のさらなる活性化を図ろうとするものでございます。

以上です。

○議長（五味高明君） 池田るみ議員。

○5番（池田るみ君） すみません。今のふるさと納税住民活動応援事業支援金の申込みはもう締め切られていると思うんですけども、申込みは何件あったのかお願いいたします。

○議長（五味高明君） 荻原企画財政課長。

○企画財政課長（荻原春樹君） 現在、7件の申請をいただきました。

以上です。

○議長（五味高明君） 池田るみ議員。

○5番（池田るみ君） あと1点なんですけれども、このコロナ対応地方創生臨時交付金で財源変更をされていて、その分は予備費に回っているという考えでよろしいでしょうか。

○議長（五味高明君） 荻原企画財政課長。

○企画財政課長（荻原春樹君） 現状、そのような形で、一般財源はそのまま計上させていただきます。調整して予備費のほうに計上いたしました。

○議長（五味高明君） 池田るみ議員。

○5番（池田るみ君） 終わります。

○議長（五味高明君） ほかに質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

特別会計補正予算案（第3号）について――

○議長（五味高明君） 日程第26 議案第82号 令和2年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

阿部保健福祉課長。

（保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇）

○保健福祉課長（阿部晃彦君） 議案書73ページ、お願いいたします。

議案第82号 令和2年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案について。

地方自治法第218条第1項の規定により、令和2年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出するものでございます。

令和2年9月4日 提出

御代田町長 小園拓志

予算書の1ページをお願いいたします。

令和2年度御代田町の国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,488万9,000円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億4,025万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。まず、歳入でございます。

款1項1国民健康保険税補正額449万5,000円の減額でございます。こちらは、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、国保税の納付が困難になった世帯の減免分を減額するものでございます。今補正では、令和2年7月20日分までを計上してございます。世帯数で15世帯でございます。

なお、その後の分につきましては、今後補正での対応とさせていただきます。

款3国庫支出金、項1国庫補助金269万5,000円の増額でございます。こ

ちらは、減免となりました額に対して、国から災害等臨時特例補助金として交付されるものでございまして、補助率が10分の6でございます。

それから、款4 県支出金、項1 県補助金5 1 3 万 4, 0 0 0 円の増額でございます。内訳ですが、まず特別調整交付金としまして2 1 3 万 4, 0 0 0 円増額となっております。これは、先ほど来説明しております減免となった額の残りの分です。10分の4の部分、それから、前年度分の減免につきましては、10分の10ということで交付されております。合わせて2 1 3 万 4, 0 0 0 円の増額となっております。

それから、もう1つ、保健指導事業交付金、こちらが3 0 0 万円増額となっております。ヘルスアップ事業の対象となる事業費、こちらが拡大となったことによりまして増額しております。

款6 繰入金、項1 他会計繰入金1 1 5 万 5, 0 0 0 円の増額でございます。こちらは、財政安定化事業繰入金として8 8 万 4, 0 0 0 円増となっております。令和2年度普通交付税の算定結果に基づきまして額が確定しておりますので増額しました。

それから、職員給与等繰入金2 7 万 1, 0 0 0 円を増額しております。こちらは、先ほど説明しました県の保健指導事業交付金の部分になりますが、対象としておりました職員の人件費、こちら1.5人分今まで計上してございましたが、人件費2人分の計上となっております。その交付金との差額につきまして、増額をするものでございます。

款7 項1 繰越金5, 0 4 0 万円の増額でございます。令和元年度決算確定に伴います増額となっております。

歳入合計5, 4 8 8 万 9, 0 0 0 円の増額補正でございます。

3ページをお願いいたします。歳出でございます。

款3 国民健康保険事業費納付金、こちらにつきましては、財源の変更となっております。

款4 項2 保険事業費、補正額3 2 7 万 1, 0 0 0 円の増額でございます。保健指導事業交付金の対象拡大に伴いまして、人件費1.5人分を2人分に変更してございますので、その分の増額でございます。

款5 諸支出金、項1 償還金及び還付加算金6 0 万円の増額でございます。こちら

は、新型コロナウイルス感染症の減免制度開始に伴いまして件数が増加しております。半年分の実績から見込みまして、年間60万程度ということで増額をいたしました。

款7項1予備費5,101万8,000円の増額でございます。

最終合計5,488万9,000円となっております。

説明は以上です。ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第27 議案第83号 令和2年度御代田町介護保険事業勘定

特別会計補正予算案（第1号）について―――

○議長（五味高明君） 日程第27 議案第83号 令和2年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

阿部保健福祉課長。

（保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇）

○保健福祉課長（阿部晃彦君） 議案書74ページ、お願いをいたします。

議案第83号 令和2年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案について。

地方自治法第218条第1項の規定により、令和2年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出するものでございます。

令和2年9月4日 提出

御代田町長 小園拓志

予算書の1ページをお願いいたします。

令和2年度御代田町の介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,255万4,000円を追

加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億405万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。まず、歳入でございます。

款4 国庫支出金、項2 国庫補助金、補正額9万7,000円の増額でございます。こちらは、新型コロナウイルス感染症対策で、通いの場を中止したことに対応するため、介護予防に関する広報活動を実施した場合にいただける補助となっております。歳出のほうで出てまいります、パンフレット印刷等を行っております。それに対する補助でございます。

款5 項1 支払基金交付金387万7,000円の増額でございます。前年度介護給付費交付金確定に伴います追加交付となっております。

款6 県支出金、項1 県負担金178万2,000円の増額でございます。こちら、前年度給付費確定に伴います追加交付となっております。

款9 項1 繰越金679万8,000円の増額でございます。元年度決算確定に伴います増額となっております。

歳入合計1,255万4,000円の増額補正でございます。

3ページをお願いいたします。歳出でございます。

款1 項1 総務費、補正額16万2,000円の増額でございます。こちらが介護予防のための健康体操パンフレットの印刷、それから郵送費等を増額してございます。

款3 地域支援事業費、項1 包括的支援事業任意事業費。こちらにつきましては、地域包括支援センター事業経費におきまして、パートタイム会計年度任用職員と、フルタイム会計年度任用職員の報酬や給料等を実情に合わせて組み替えております。予算額に変動はございません。

款5 項1 諸支出金524万3,000円の増額でございます。こちらは、前年度実績に伴いまして、国、支払基金、県それぞれへの返還金の増額となっております。

款6 項1 予備費714万9,000円の増額でございます。

歳出合計1,255万4,000円の増額となっております。

説明につきましては以上です。ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第28 議案第84号 令和2年度御代田町後期高齢者

医療特別会計補正予算案（第2号）について―――

○議長（五味高明君） 日程第28 議案第84号 令和2年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

阿部保健福祉課長。

（保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇）

○保健福祉課長（阿部晃彦君） 議案書75ページ、お願いをいたします。

議案第84号 令和2年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案について。

地方自治法第281条第1項の規定により、令和2年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出するものでございます。

令和2年9月4日 提出

御代田町長 小園拓志

予算書の1ページをお願いいたします。

令和2年度御代田町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ68万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,688万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

まず、歳入でございます。

款4項1繰越金、補正額8,000円の減額でございます。こちら令和元年度の

決算確定に伴います減額となっております。

款 5 諸収入、項 3 雑入 6 9 万 1, 0 0 0 円の増額でございます。こちらは、令和 3 年度の後期高齢者医療保険制度の見直しに係るシステムの改修に対しましての補助金の増額となっております。

歳入合計 6 8 万 3, 0 0 0 円の増額でございます。

3 ページをお願いいたします。

歳出でございます。款 1 総務費、項 1 総務管理費、補正額 6 9 万 1, 0 0 0 円の増額でございます。令和 3 年度に向けたシステム改修費等の増額となっております。

款 5 項 1 予備費 8, 0 0 0 円の減額となっております。歳出合計 6 8 万 3, 0 0 0 円の増額でございます。

説明につきましては以上でございます。ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第 2 9 議案第 8 5 号 令和 2 年度御代田町公共下水道事業

特別会計補正予算案（第 2 号）について―――

○議長（五味高明君） 日程第 2 9 議案第 8 5 号 令和 2 年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） 議案書 7 6 ページをお願いいたします。

議案第 8 5 号 令和 2 年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案について。

地方自治法 2 8 1 条第 1 項の規定により、令和 2 年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）を別冊のとおり提出いたします。

令和 2 年 9 月 4 日 提出

御代田町長 小園拓志

補正予算書の 1 ページをご覧ください。

令和2年度御代田町の公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ612万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億8,972万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、第2表地方債補正による。

2ページをご覧ください。

「第1表 歳入歳出予算補正」

歳入でございます。

款4繰越金、項1他会計繰越金、補正額174万4,000円の減額です。こちらは、一般会計からの繰入れでございます。

款5繰越金、項1繰越金、補正額166万4,000円の増額です。こちらは、前年度の繰越し額の確定によるものでございます。

款7町債、項1町債、補正額620万円の増額でございます。下水道管路施設工事の工事費に対する事業債でございます。

したがいまして、歳入合計は補正額612万円となり、総額は7億8,921万円でございます。

次の3ページをお願いいたします。

款1土木費、項1都市計画費、補正額612万円の増額は、下水道整備による工事費でございます。

款2公債費、項1公債費。こちらの補正はございません。

したがいまして、歳出合計は、補正額612万円となり、総額は7億8,972万1,000円でございます。

次の4ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正を変更いたします。

起債の目的は、公共下水道事業債で、補正前の限度額4,110万円から620万円増額いたしまして、補正後の限度額は4,730万円とするものです。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前に同じでございます。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

以上で、全ての議案に対する質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第66号から議案第85号までについては、会議規則第39条の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、議案付託表のとおり各常任委員会に付託することに決しました。

―――日程第30 報告第9号 請願の処理の経過及び結果の報告について―――

○議長（五味高明君） 日程第30 報告第9号 請願の処理の過程及び結果の報告についてを議題とします。

報告事項の説明を求めます。

荻原総務課長。

（総務課長 荻原 浩君 登壇）

○総務課長（荻原 浩君） それでは、議案書の77ページをご覧ください。

報告第9号 請願の処理の経過及び結果の報告について。

令和2年6月11日付2御議発第23号で請求のあった請願の処理の経過及び結果を別紙のとおり報告いたします。

令和2年9月4日

御代田町長 小園拓志

次の78ページをご覧ください。

請願の処理の経過及び結果の報告について、次のとおり報告いたします。

記としまして、1番、件名、請願第1号「新型コロナウイルス」感染拡大に伴う

経営支援を求める請願。

2番、処理の経過及び結果につきましては、①税務課長より、2番、4番、5番を産業経済課長、戻りまして3番につきましては教育次長からそれぞれ報告をいたしますのでよろしくお願ひいたします。

○議長（五味高明君） 山本税務課長。

（税務課長 山本喜久男君 登壇）

○税務課長（山本喜久男君） 請願項目①：本年度分の固定資産税等の減免について報告させていただきます。

固定資産税の減免については、地方税法第367条及び御代田町町税条例第71条に規定されています。また、町民税の減免については、地方税法第323条及び御代田町町税条例第51条に規定されています。

それぞれ納税義務者の具体的な状況により、減免条項に該当するか否かを個別に判断することとなるので、納税義務者が個々に税務課資産税係または住民税係へご相談ください。

参考までに、新型コロナウイルス感染症の影響による税制措置上の支援制度として、①令和2年2月1日から令和3年2月1日までに納期限が到来する町税の徴収猶予や、②令和2年2月から10月までの事業収入が、感染症の影響により30%以上減少した場合には、令和3年度の事業用家屋及び償却資産の固定資産税が、「0」～「2分の1」に減免となる特例制度が創設されていますので、こちらは納税義務者から個々に税務課収税係又は資産税係へご相談ください。

税務課からは以上です。

○議長（五味高明君） 産業経済課長。

（産業経済課長 大井政彦君 登壇）

○産業経済課長（大井政彦君） 請願項目②からは私のほうで報告いたします。

請願報告②：補償、給付金・支援金等の継続について報告します。

町独自の支援策は、新型コロナウイルス感染症の影響により、前年同期比で売上げ等が減少した町内事業所を対象として、一律10万円を給付する事業者向けみよたん給付金制度を設けています。当初は、対象業種を8業種とし、令和2年7月20日までを申請期間としていましたが、現在は対象業種を12業種に拡大し、申請期間を9月30日まで延長していますので、産業経済課商工観光係へご相談くだ

さい。

参考までに、国は一月の売上げが前年同月比で50%以上減少している事業者を対象として、最大で法人200万円、個人事業者100万円を給付する持続化給付金制度を設けており、申請期間を令和3年1月15日までとしていますので、経済産業省関東経済産業局相談窓口等へご相談ください。

長野県は、令和2年4月24日から国の緊急事態宣言が発令されていた5月6日までの期間に、県の休業要請及び営業時間短縮要請にご協力いただいた施設に対して、一律30万円を支給する新型コロナウイルス拡大防止協力金・支援金制度を設けていましたが、既に6月1日に受付期間が終了しています。

今後、再び国や県の休業要請及び営業時間短縮要請がある場合には、補償、給付金・支援金等とセットで事業者に要請するよう、機会を捉えて国や県に要望していくとともに、町としての新たな支援策についても検討していきたいと考えています。

ページ80ページになりますが、請願項目④：国や長野県へ御代田町宿泊業の現状を積極的に発信していただきたい、について報告いたします。

国は、令和2年7月22日からGoToトラベルキャンペーンを実施していますが、感染が拡大している東京都のみを直前になって対象から除外するなど、運用面で混乱しており、登録事業者数も増えていないことは周知のとおりでございます。

長野県は、県独自の施策として、ディスカバー信州県民応援割（宿泊割）を6月26日から実施し、ディスカバー信州県民応援割（お出かけ割）を7月1日から実施し、県外の方もクーポン購入が可能なディスカバー信州お出かけ割を7月22日から実施してきましたが、既に完売している状況です。

現在も首都圏を中心として全国的な感染拡大傾向は続いており、県内においても例外ではありません。このような状況下にある町内宿泊業のお困りの状況は十分承知していますので、町としても国や県に対して町内宿泊業の現状を積極的に発信していきたいと考えています。

続きまして81ページになります。

請願項目⑤：新型コロナウイルス感染症の終息後、「高速道路無料化」等、御代田町経済の回復策を行っていただきたい、につきまして報告します。

高速道路無料化などの町域を越えた施策は、当町の一存では対応できません。今後も、機会を捉えて国や長野県に要望を続けていきたいと考えています。

参考までに、三才山トンネル有料道路と松本トンネル有料道路は、9月1日午前0時から無料で通行可能となることが決定しました。また、新和田トンネル有料道路の無料化については、引き続き県に要望を続けていきます。

以上でございます。

○議長（五味高明君） 木内教育次長。

（教育次長 木内一徳君 登壇）

○教育次長（木内一徳君） 議案書の79ページにお戻りください。

請願項目③：町体育施設の夏季利用について明確なガイドラインを設け、利用できるようにしていただきたい、について報告いたします。

町体育施設の管理については、国や長野県が示したガイドラインや指針、ロードマップや当面の判断基準に基づき、新型コロナウイルス感染症の感染防止及び感染拡大防止を重点として、これまで御代田町新型コロナウイルス感染症対策本部を21回開催しながら決定してきました。

令和2年4月7日に発令された緊急事態宣言を受け、4月中は新たな利用予約を中止し、5月1日から31日までの貸出しを中止しました。

5月25日に緊急事態宣言が解除され、県のガイドラインの周知による感染防止策の徹底及びイベントの開催基準の遵守要請等に基づき、6月1日から30日までは町民及び登録団体のみ貸出可能とし、7月1日から31日までの貸出しは、県のロードマップに準拠した上で通常どおりとしました。

その後、ご承知のとおり第2波とも言われている全国的な感染拡大傾向となり、県内においても連日感染者が確認されていたため、8月1日から31日までは町民及び登録団体のみ貸出可能という対応に戻さざるを得ませんでした。この間当町においても8月5日に初めて感染者1名が確認されました。

現在も全国的な感染拡大傾向は続いていますので、9月1日から30日までの間の一般貸出しについては町民及び登録団体のみとし、一般貸出し以外のイベント、行事等に貸し出す場合は、安全な開催に向けて主催者と十分に協議をした上で、長野県の当面の判断基準に基づき、町体育施設の貸出可否の判断をしていきます。

なお、期間内であっても、国・県及び当町含む近隣市町村での感染状況が悪化した場合には、住民の健康と安全を第一として、状況に応じて迅速かつ適正に貸出制限や休館対応をしていきます。

また、10月1日以降の対応については、改めて検討していきます。

請願の処理経過及び結果の報告については以上でございます。

○議長（五味高明君） 以上で、報告事項の説明を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、請願の処理の過程及び結果の報告についてを終わります。

―――日程第31 報告第10号 令和元年度御代田町財政健全化

判断比率及び資金不足比率の報告について―――

○議長（五味高明君） 日程第31 報告第10号 令和元年度御代田町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。

報告事項の説明を求めます。

荻原企画財政課長。

（企画財政課長 荻原春樹君 登壇）

○企画財政課長（荻原春樹君） 議案書82ページをお開きください。

報告第10号 令和元年度御代田町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、財政の健全化に関する比率を別紙のとおり報告する。

令和2年9月4日

御代田町長 小園拓志

次の83ページをお開きください。

令和元年度御代田町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告です。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、財政の健全化に関する比率を次のとおり報告いたします。

初めに、健全化判断比率です。

実質赤字比率につきましては、普通会計における赤字額の標準財政規模に対する割合をいうものです。当町の普通会計は、一般会計、住宅新築資金等貸付事業特別

会計、小沼地区財産管理特別会計の3会計で構成されており、その普通改正の収支決算が黒字であるため、実質赤字比率の算定結果は数値なしとなっております。

次に、連結実質赤字比率です。

こちらは、御代田町全体の赤字額の標準財政規模に対する割合をいうものです。一般会計及び特別会計9会計と御代田小沼水道事業会計、全ての収支決算が黒字のため、こちらの算定結果も数値なしとなっております。

次に、実質公債費比率です。

御代田町全体と、佐久広域連合や浅麓環境施設組合などの一部事務組合を含めた公債費負担の割合をいうもので、標準的な財政規模に対して実質的に公債費として支出した額の割合を算定するものであります。一般会計の公債費のほか、町特別会計や広域連合等一部事務組合へ支出をしています操出金や負担金のうち、実質的に公債費へ充当している額を用いて算定しております。

平成29年度から令和元年度の3か年の平均で13.4%となっており、昨年度から1.7ポイント上昇をしております。これは、当比率が3年度平均で算定されていることから、28年度単年度の比率である7.6が除かれ、令和元年度の単年度比率12.8%が加わったことによるものです。平成28年度に比べ、元利償還金の増に加え、普通交付税に算入される元利償還金が減少したことにより増になったものでございます。

元年度の単年度比率は、前年に比べ1.9ポイント減となっております。また、一般会計の公債費の償還のピークが平成30年度となっていくことから、今後は減少していくと見込んでおります。

次に、将来負担比率です。

町全体と一部事務組合、土地開発公社等の持つ負債のうち、基金や特定収入で賄い切れない部分の標準財政規模に対する割合をいいます。町の将来負担が見込まれる額に対して、基金残高や将来充当可能な財源がそれを上回るため、将来負担比率は数値なしとなっております。

続きまして、2の資金不足比率ですが、公営企業それぞれ4会計において、単年度資金に不足額は生じていないため、こちらは全て数値なしとなっております。

以上、報告をいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、報告事項の説明を終わります。

監査委員より、財政健全化審査意見書及び公営企業会計経営健全化審査意見書が提出されております。

監査委員より報告を求めます。

泉代表監査委員。

(代表監査委員 泉喜久男君 登壇)

○代表監査委員（泉喜久男君） 監査委員を代表して、財政健全化法に定める審査結果のご報告を申し上げます。

財政健全化法は、10年以上前の、いわゆる夕張事件を契機として制定されました。同法は、第2の夕張を防ぐため、各自治体状況を早い段階から財政状態を把握するためにできた制度です。その骨子は、収支が赤字か否か、公債等の借入れが財政規模と比較して多すぎないかのチェックにあります。具体的には、財政健全化法第3条で、一般会計等の健全性についての審査を、同法第22条で公営企業の収支が経営健全化から見て資金不足に問題がないか否かの審査を、監査委員に要請しております。

まず、第3条関係の審査意見書は、お手元定例会資料の最後のほうの84ページに記載してございます。

私と議会選出の小井土監査委員とは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、いわゆる財政健全化法第3条に基づき、町長より提出されました健全化判断比率の算定の基礎となる事項を記載した関係書類を慎重に審査いたしました。

第1に、審査の概要であります。

健全化判断比率算定の基礎となる、関係書類の審査の概要であります。健全化判断比率算定の基礎となる関係書類が法令に準拠して適正に作成されているか、また、この資料に基づいて算定された健全化判断比率は正確なものであるかに主眼を置いて、財政の健全化審査を行ったところでございます。

次に、審査の結果であります。

財政健全化判断比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されており、これに基づいて算定された意見書記載の実質赤字比率、連結赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率等の財政健全化比率は、いずれも適正に算定手続がなされているものと認めました。

財政健全化は、財政収支が赤字か否かと、公債費の額が妥当な範囲にあるか否か

の面から判断することとされています。

個別に申し上げますと、令和元年度の御代田町の一般会計、健全化法による特別会計の一部を加味した一般会計等の実質収支はいわゆる黒字であり、実質赤字は計上されておりません。したがって、財政運営の悪化の度合いを示す指標、標準財政規模に対する一般会計等の実質赤字額の割合である実質赤字比率を、町の全会計の実質赤字額の割合である連結実質赤字比率は、いずれも分母となる赤字数値がありませんので、算定はされておりません。

次に、実質公債費比率は、一般会計が負担する元利償還金などの標準財政規模に対する比率で、財政運営の弾力性の度合いを示す指数であります。当期の比率は13.4%と、前年比1.7%の上昇となりましたが、過去の元金償還増によるもので、問題はないものと判断いたしました。また、政令で定める財政健全化計画を作成すべき基準は25%ですので、特段の問題とはなりません。

なお、公債費比率は、3か年の単年度数値の単純平均値として算定しますが、各年度の数値は決算書後半部分の決算説明資料6ページに過去5年分が記載されていますので、ご参照ください。

また、起債許可となる起債許可基準は18%で、これについても問題はございません。

さらに、一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率、すなわち、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す指標であります将来負担比率も、分子となる将来負担額の数値が財政調整基金等の残が相当額あることから算定されておりません。

なお、財政健全化計画を作成すべき基準比率は350%ですが、これにつきましても何ら問題はございません。

ちなみに、平成20年の夕張市の健全化比率は、赤字比率が703、連結赤字比率が706、公債費比率が42、将来負担比率が1,164でした。とにかく異常な状態だったということがご理解いただけたと思います。

なお、県内77市町村の健全化比率については、議会図書館にもあります県市町村ハンドブックに掲載されていますので、機会がありましたらご覧になっていただけたらと思います。

以上が、財政健全化法第3条の審査意見であります。

意見の中の4つの健全化比率の定義につきましては、皆様お持ちの議員ハンドブックの末尾に要約したものが掲載されておりますので、機会がございましたらご覧くださればよろしいかと存じます。

次に、財政健全化法第22条に定める公営企業の資金不足について申し上げます。第22条関係の意見書は、お手元定例会資料86ページに記載されております。

この審査に当たりまして、健全化法第3条、健全化判断比率の審査に準じて、所要の審査手続を実施いたしました。その結果、水道事業や下水道事業等5つの関係公営企業は、いずれも資金収支に問題はなく、資金不足は生じておりません。このため、法令に基づき算定される事業の規模に対する資金不足は、数値が算定されてございません。

以上の結果、財政健全化法第3条及び第22条に関連して、経営健全化の見地から、是正、改善を要すると指摘すべき事項は特段にございませんでした。

なお、ただいま申し上げました審査意見は、私と小井土監査委員が健全化法第3条第2項に定める合議により決定したものでありますことを、念のため申し添えて報告を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（五味高明君） 以上で、代表監査委員からの報告を終わります。

これより報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、令和元年度御代田町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを終わります。

―――日程第32 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき

意見を求めることについて―――

○議長（五味高明君） 日程第32 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

阿部保健福祉課長。

(保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇)

○保健福祉課長(阿部晃彦君) 議案書87ページお願いをいたします。

諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

記といたしまして、氏名、尾基良左、住所、御代田町大字御代田1686番地1、生年月日、昭和25年6月19日、70歳でございます。

令和2年9月4日 提出

御代田町長 小園拓志

現在、人権擁護委員として2期活動いただいております尾基氏ですが、本年12月31日をもって任期が満了となります。経験豊富で適任者であることから、引き続き要職を担っていただくため、再任の推薦をするものでございます。

議会の同意がいただけましたら、法務大臣への推薦をいたします。

任期は、令和3年1月1日から令和5年12月31日までの3年間となります。

市町村が推薦し、法務大臣が委嘱するまでに期間を要するため、本定例会に提出するものでございます。

ご審議をお願いいたします。

○議長(五味高明君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

本案は、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、諮問第3号を採決します。

本案は、原案のとおり適任とすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。

よって、諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、適任という意見を付することに決しました。

―――日程第33 陳情第16号 国の責任による35人学級

推進と教育予算の増額を求める陳情――

――日程第34 陳情第17号 義務教育費国庫負担

制度の堅持・拡充を求める陳情――

○議長（五味高明君） 日程第33 陳情第16号 国の責任による35人学級推進と教育予算の増額を求める陳情、日程第34 陳情第17号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める陳情については、お手元に配付してあります陳情付託表のとおり、会議規則第92条の規定により、所管の常任委員会に付託しますので、審査願います。

以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。

お疲れさまでした。

散 会 午後 5時10分